

男女平等推進いなぎプラン(案)

令和 8 年度～令和 17 年度

(2026 年度～2035 年度)

令和8年(2026年)3月

稻 城 市

■ はじめに

国において男女共同参画社会基本法が制定されて以降、男女共同参画基本計画の策定及び推進を通じ、各種の取組みが推進されてきましたが、社会通念、慣習などを中心に、依然として課題が残っている状況です。

稻城市においても、平成2年に稻城市女性行動計画を策定し、平成8年度、平成18年度、平成28年度の改定を経て、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組みを進めてまいりました。

今般の「男女平等推進いなぎプラン（稻城市男女共同参画計画）（第五次）」の策定にあたり、市では令和6年度に「男女共同参画に関する実態調査」を実施するとともに、現行プランの進捗状況についてご意見をいただいてきた稻城市男女共同参画計画推進協議会との協働により検討を重ねてまいりました。

本プランでは、4つの目標毎に指標を設定し、集中的・重点的に取り組むとともに、新たに計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく稻城市推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく稻城市基本計画として位置づけ、男女共同参画の推進と併せて総合的かつ体系的に取り組むこととしています。

現在、全国規模での急速な高齢化と人口減少の局面を迎えるにあたり、人口構成や社会経済情勢が大幅に変化する状況にあって、将来にわたり社会の活力を維持していくためには、あらゆる人が意欲を持って社会参画ができるように環境を整えていくことがより一層重要となっています。

今後とも、市民一人ひとりが活力に満ち、心豊かに暮らせる男女共同参画社会を実現するため、市民の皆さんとともにこのプランの着実な推進に取り組んでまいります。

結びに、プランの策定にあたり、ご尽力いただきました稻城市男女共同参画計画推進協議会委員の皆さんを始め、実態調査や市民意見公募にご協力いただきました市民の皆さんに心より感謝申し上げます。

令和8年3月

稻城市長 高橋勝浩



稻城市



いなぎプランの策定に向けた取組みについて

稲城市男女共同参画計画推進協議会(以下「協議会」という。)は、男女平等推進いなぎプラン(稲城市男女共同参画計画)(通称:いなぎプラン)(第四次)が令和7年(2025年)度末に計画期間満了を迎えるにあたり、次の10年間に向けて、どのような取組みが求められているのか、という視点から議論を進めてきました。

稲城市の男女平等推進への取組みのきっかけは、昭和50年(1975年)の国際婦人年でした。現在の協議会の前身は平成3年(1991年)に発足した稲城市女性行動計画推進協議会です。以降、稲城市と市民の協働による男女共同参画社会の実現に向けた取組みが今まで続いています。

令和5年(2023年)からは、令和8年(2026年)から始まる第五次いなぎプランの策定に向け、着手に入りました。第IV期協議会では、令和5年(2023年)に第四次いなぎプランの計画を基に、国や都、他区市の計画などを参考に稲城市の地域特性も考慮したうえで計画の骨格となる体系図(目標、施策の方向、施策)の検討を行いました。そして、第五次いなぎプラン策定の基礎資料となる「男女共同参画に関する実態調査」の調査項目について協議し、第V期協議会では令和6年(2024年)の「男女共同参画に関する実態調査」(以下「実態調査」という。)を実施しました。調査結果については各設問を単純集計するだけでなく、性別間や世代間等の違い等についてクロス集計を実施して様々な仮説(予想)を検証し、考察を深めました。また、これらの調査結果の全体を整理し、「本市における男女平等の実現のために重要な取組について」としてまとめ、いなぎプランに掲載しています。

私たちが第五次いなぎプランの策定の際に心がけたのは、実態調査結果を踏まえた課題分析に基づき施策を検討することと、わかりやすく実効性のある計画づくりをすることでした。様々な関連法令に基づく事業や計画を新たに追加しつつ、第四次いなぎプランの男女共同参画に直接関係のある事業に集中した進捗管理を行える計画づくりを継承して、57の事業を計画しました。

主な特徴としては、第四次いなぎプランで充実させた「女性の視点を入れた防災対策」「介護する家族の支援」をさらに推し進めたこと、「困難な問題を抱える女性の支援」について記載したことです。また、進捗管理の目的が明確になるよう、各事業に関する課題と「施策内容」を記載しました。

第五次いなぎプランは、日本国憲法公布から80年という節目の年にスタートします。これからも、憲法によって保障された男女平等の理念のもと、行政と事業者を含む市民が協働して取り組み、稲城市的男女平等がいっそう進んでいくことを願っています。

令和8年3月

第V期稲城市男女共同参画計画推進協議会



目 次

はじめに

いなぎプランの策定に向けた取組みについて

第1章 基本的な考え方

1 計画の基本理念	2
2 計画の概要	2
3 いなぎプラン策定の背景（国際婦人年以降の世界、国、都の動き、稻城市の取組み）	4
4 いなぎプランと法に基づく市町村計画との関係	7
5 第五次いなぎプランの策定において勘案した動向	9
6 男女共同参画に関する実態調査の結果について（概要）	11
7 いなぎプラン体系図	14

第2章 計画の内容（目標、施策の方向、施策）

目標 I あらゆる分野へ性の平等を進める	18
施策の方向 1 性の平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）	19
2 政策・方針決定過程における性の平等の促進	24
目標 II 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する	26
施策の方向 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援	27
2 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり	30
目標 III ワーク・ライフ・バランスを実現する	36
施策の方向 1 労働の場における性別にとらわれない環境づくりの促進	37
2 家庭・地域での性別にとらわれない環境づくりの促進	41
3 子育てや介護の社会化の推進	48
目標IV いなぎプランを推進する	50
施策の方向 1 男女共同参画関係事業の充実	51
2 いなぎプランの推進	52

第3章 資 料

1 第V期稻城市男女共同参画計画推進協議会委員名簿	54
2 第V期稻城市男女共同参画計画推進協議会における検討経過	55
3 稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱	56
4 稲城市男女平等推進本部設置要綱	58
5 関係法令	
(1)日本国憲法（抄）	61
(2)男女共同参画社会基本法	63
(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	68
(4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
(5)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	91
6 用語解説	97

第1章

基本的な考え方

1 計画の基本理念

日本国憲法は、基本的人権の享有、個人の尊重、法の下の平等、個人の尊厳と両性の本質的な平等を掲げ、性による差別をはじめあらゆる差別を否定し、男女の基本的人権を保障するとともに平和に生きる権利を保障しています。

また、男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとうたっています。

男女平等推進いなぎプラン（稻城市男女共同参画計画）（第五次）（※）（以下特に表記がない場合は「いなぎプラン」という）は、これまでと同様にこの憲法の精神を基調にし、男女共同参画社会基本法の理念を尊重して策定し、稻城市における男女平等を推進するための計画とします。

（※）この計画の中では、便宜上、これまでの本市の当該分野における計画のうち、稻城市女性行動計画（平成元年度～平成7年度の期間）を第一次、稻城市新女性行動計画（平成8年度～平成17年度の期間）を第二次、男女平等推進いなぎプラン（稻城市男女共同参画計画）（平成18年度～平成27年度の期間）を第三次、男女平等推進いなぎプラン（稻城市男女共同参画計画）（平成28年度～平成37年度の期間）を第四次、男女平等推進いなぎプラン（稻城市男女共同参画計画）（令和8年度～令和17年度の期間）を第五次とみなします。

2 計画の概要

（1）計画の性格

- ① この計画は、平成28年度から令和7年度までの男女平等推進いなぎプランを受け継ぎ、第五次稻城市長期総合計画や他の計画との整合性を保ち、男女平等を推進するために市が行う施策の方向と主な事業を総合的にまとめ体系统化したものです。
- ② この計画は、市が行う施策や事業を市民に明らかにし、庁内全体で取り組むとともに、市民の参画と協力により推進するものです。
- ③ この計画は、稻城市男女共同参画に関する実態調査（令和6年度実施）による現状の把握と、第V期稻城市男女共同参画計画推進協議会（令和6年4月から令和8年3月任期）、市民意見公募（令和8年2月実施）による市民の意見を踏まえて策定しています。
- ④ この計画は、内閣府が作成した「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」、東京都が計画期間を5年として令和4年3月に作成した男女平等参画推進総合計画を勘案した、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ⑤ この計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律他法に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

⑥ この計画の実施に際し、必要に応じて、国や東京都、関係機関と連携するとともに企業等に対して働きかけをしていくものとします。

(2) 計画策定の流れ

昭和60年（1985年）	稲城市婦人関係懇談会設置
昭和62年（1987年）	稲城市婦人関係懇談会が婦人行動計画策定に向けての提言を市に提出 婦人問題に関する稲城市民意識調査実施
平成2年（1990年）	稲城市女性行動計画（平成元年度～平成7年度の期間）（第一次）策定
平成3年（1991年）	稲城市女性行動計画推進協議会発足
平成7年（1995年）	女性問題に関する稲城市民の意識調査実施
平成8年（1996年）	稲城市女性行動計画推進協議会（第Ⅱ期）が新たな女性行動計画策定に向けての提言を市に提出
平成9年（1997年）	稲城市新女性行動計画（平成8年度～平成17年度の期間）（第二次）策定
平成15年（2003年）	男女共同参画に関する稲城市民意識・実態調査実施
平成17年（2005年）	稲城市女性行動計画推進協議会（第VI期）より新たな女性行動計画策定に向けた提言が市に提出される
平成18年（2006年）	男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第三次）（平成18年度～平成27年度の期間）策定 稲城市女性行動計画推進協議会を稲城市男女共同参画計画推進協議会に改称
平成26年（2014年）	男女共同参画に関する実態調査実施
平成28年（2016年）	男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）（平成28年度～平成37年度の期間）策定
令和6年（2024年）	男女共同参画に関する実態調査実施
令和8年（2026年）	男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第五次）（令和8年度～令和17年度の期間）策定

(3) 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、期間中においても社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ計画の見直しについて検討するものとします。

なお、施策の表の中の「計画」の表記については、次のような意味をもつものとします。

【継続】第四次いなぎプランから継続している事業

【充実】第四次いなぎプランから継続している事業で、令和8年度以降より力を入れていく予定のある事業

【新規】第五次いなぎプランから新たに登載した事業

または、第四次いなぎプランから継続している事業で、新たな取組みが加わった事業

(4) 計画の主要目標

近年の男女共同参画をめぐる社会状況及び第四次いなぎプランにおける取組みや成果を踏まえ、男女

共同参画社会の実現を目指して、以下の4つの目標を設定して取り組みます。

- 目標I あらゆる分野へ性の平等を進める
- 目標II 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する
- 目標III ワーク・ライフ・バランスを実現する
- 目標IV いなぎプランを推進する

(5) 計画の成果目標

いなぎプランを効果的に推進するため、本市の現状を踏まえ、4つの目標ごとに指標を設定しました。これらが改善することを成果目標とします。

3 いなぎプラン策定の背景（国際婦人年以降の世界、国、都の動き、稲城市の取組み）

(1) 世界の動き

国連は男女平等の促進を目標に昭和50年(1975年)を「国際婦人年」としました。この年にメキシコシティで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。同年の第30回国連総会では、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年」とすることを宣言しました。

昭和54年(1979年)、第34回国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

昭和55年(1980年)、コペンハーゲン(デンマーク)において第2回世界女性会議が開催され、「国際婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されました。「国連婦人の10年」の最終年に当たる昭和60年(1985年)、ナイロビ(ケニア)において第3回世界女性会議が開催されました。この会議では、西暦2000年に向けて各国等が実情に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年(1995年)に第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成11年(1999年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」選択議定書が採択されました。

平成12年(2000年)国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

平成17年(2005年)、ニューヨーク(国連本部)において第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)が開催されました。

平成22年(2010年)、ニューヨーク(国連本部)において第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が開催されました。この会議では、国連機能強化におけるジェンダー4機関の統合等の決議

が採択され、その結果、平成23年(2011年)には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)」が発足しました。

平成24年(2012年)、ニューヨーク(国連本部)において「第56回国連婦人の地位委員会」が開催され、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議等が採択されました。

平成27年(2015年)、ニューヨーク(国連本部)において第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が開催されました。また同年、国連で「持続可能な開発サミット」も開催されました。この会議では「持続可能な開発目標(SDGs)」が制定され、17の目標のうち、目標5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」としました。

SDGs 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

出典：SDGs(持続可能な開発目標)

令和2年(2020年)、第64回国連婦人の地位委員会(「北京+25」)が開催されました。

令和6年(2024年)に国連の女子差別撤廃委員会により日本政府報告審査が行われ、国連の日本政府に対する最終見解が示されました。

令和7年(2025年)に第69回国連婦人の地位委員会(「北京+30」)が開催されました。

(2) 国の動き

国は、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定し、昭和60年(1985年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准しました。

昭和62年(1987年)、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成3年(1991年)には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」へと改定しました。

平成8年(1996年)、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画—」を策定しました。

平成 11 年(1999 年)には、「男女共同参画社会基本法」が成立し、平成 12 年(2000 年)には「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 13 年(2001 年)1 月の中央省庁等再編によって、内閣府が誕生し、内部部局として男女共同参画局を設置しました。同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成 16 年(2004 年)に改正されました。

平成 17 年(2005 年)、「第 2 次男女共同参画計画」を策定しました。

平成 19 年(2007 年)、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。

平成 22 年(2010 年)、「第 3 次男女共同参画計画」を策定しました。

平成 25 年(2013 年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。

平成 27 年(2015 年)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定しました。また、同年「第 4 次男女共同参画計画」を策定しました。

令和 2 年(2020 年)、「第 5 次男女共同参画計画」を策定しました。

令和 4 年(2022 年)、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定しました。

令和 7 年(2025 年)、「男女共同参画社会基本法」が改正されました。

(3) 東京都の動き

東京都は、昭和 53 年(1978 年)、「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定しました。

昭和 58 年(1983 年)には、計画の期間終了を待たずに、平成 2 年(1990 年)度までの 8 か年を計画期間とする「婦人問題解決のための新東京都行動計画」を策定しました。

平成 3 年(1991 年)に、平成 12 年(2000 年)度までの 10 か年を計画期間とした、第三次行動計画「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」を策定しました。

平成 10 年(1998 年)には、新たな男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」を策定しました。

平成 12 年(2000 年)、東京都は全国の自治体に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14 年(2002 年)に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を、平成 19 年(2007 年)に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2007」、平成 24 年(2012 年)に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を策定しました。

また、平成 13 年(2001 年)の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定やその後の改正に伴い、平成 14 年(2002 年)に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画」に「家庭内等における暴力の防止」を重要課題のひとつに掲げるとともに、「配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。平成 18 年(2006 年)に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成 21 年(2009 年)、平成 24 年(2012 年)に改定しました。平成 29 年(2017 年)にこれらを統合した「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、令和 4 年(2022 年)に改定しました。

(4) 稲城市の取組み

稻城市では、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機に「第1回婦人のつどい（現「男女平等推進フォーラム」）」を開催し、その後、毎年「婦人のつどい」を開催する中で、婦人行動計画策定の要望が出されました。稻城市は、これを受け、行政の内部組織である「婦人関係連絡協議会」を設置するとともに、昭和60年(1985年)に市内婦人団体に呼びかけ、「稻城市婦人関係懇談会」を設置しました。

昭和62年(1987年)に、「稻城市婦人関係懇談会」から「婦人行動計画策定に向けての提言」が市長に提出されました。同年、「婦人問題に関する稻城市民意識調査」を実施し、平成2年(1990年)に「稻城市女性行動計画」を策定しました。同年、総務部庶務課に女性行政の専管組織を設置し、行政内部組織である「婦人関係連絡協議会」の名称を「女性行動計画庁内連絡協議会」に改称し、女性施策推進の体制を作りました。また、平成3年(1991年)に市民や学識者の立場から「稻城市女性行動計画」の推進について協議する「稻城市女性行動計画推進協議会」を発足させました。

平成7年(1995年)に「女性問題に関する稻城市民の意識調査」を実施し、平成8年(1996年)に第Ⅱ期稻城市女性行動計画推進協議会から出された提言に基づき、平成9年(1997年)、「稻城市新女性行動計画 男女平等推進いなぎプラン」を策定しました。

平成13年(2001年)に「女性の悩み相談」を開設しました。

平成15年(2003年)に「男女共同参画に関する稻城市民意識・実態調査」を実施し、平成17年(2005年)に男女共同参画に関する活動拠点として、「稻城市男女平等推進センター」を開設しました。同年に第Ⅳ期稻城市女性行動計画推進協議会より出された提言に基づき、平成18年(2006年)、「稻城市男女共同参画計画 男女平等推進いなぎプラン」を策定しました。そして、「稻城市女性行動計画推進協議会」の名称を「男女共同参画計画推進協議会」に改称しました。

男女平等施策の担当は、当初の総務部から平成13年(2001年)の組織改正により企画部に、平成26年(2014年)の組織改正により市民部に、令和3年(2023年)の組織改正により産業文化スポーツ部(市民協働課男女平等参画係)なりました。このことにより、市民と行政が協力して、男女平等に特化して取り組むことができるようになりました。

平成26年(2014年)には、第四次となる「男女平等推進いなぎプラン 稲城市男女共同参画計画」の策定に向けて「男女共同参画に関する実態調査」を実施し、第Ⅴ期稻城市男女共同参画計画推進協議会とともに計画の策定を進めました。

令和6年(2024年)には、第五次となる「男女平等推進いなぎプラン 稲城市男女共同参画計画」の策定に向けて「男女共同参画に関する実態調査」を実施し、第Ⅴ期稻城市男女共同参画計画推進協議会とともに計画の策定を進めました。

4 いなぎプランと法に基づく市町村計画との関係

いなぎプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づける他、下記の市町村基本計画も包含します。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

DV防止法に基づき、国は平成16年（2004年）に基本指針を定め、令和5年（2023年）に改正しています。また、東京都は同法に基づく基本計画を包含した男女平等参画推進総合計画（計画期間は5年）を令和4年（2022年）3月に策定しています。同法は、市町村は国との基本的な方針に即すとともに都道府県の基本計画を勘案して、基本計画を作成するよう努めることとされています。本プランの第2章の目標Ⅱ「人権を尊重し配偶者等からの暴力を根絶する」の施策の方向2「困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり」の施策(1)「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」について、同法に基づく稻城市基本計画とします。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年（2015年）に定められた女性活躍推進法に基づき、国は同年に基本方針を定め、平成31年（2019年）に改正しています。東京都は同法に基づいた都道府県推進計画として令和4年（2022年）に東京都男女平等参画推進総合計画を策定しています。同法に基づき市町村は国との基本方針と都道府県基本計画を勘案して、市町村推進計画を定めるよう努めることとなっています。本プランの目標Ⅲ「ワーク・ライフ・バランスを実現する」の施策の方向1「労働の場における性別にとらわれない環境づくりの促進」を同法に基づく稻城市推進計画とします。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

令和4年（2022年）に作られた女性支援新法に基づき、翌年に国は基本的な方針を示しました。東京都は令和6年（2024年）3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための実施に関する東京都基本計画」（計画期間は5年）を策定しました。同法は令和6年（2024年）4月に施行され、市町村は国との基本的な方針に即すとともに都道府県の基本計画を勘案して、基本計画を作成するよう努めることとされています。本プランの目標Ⅱ「人権を尊重し配偶者等からの暴力を根絶する」の施策の方向2「困難な状況におかれている方が安心して暮らせる環境づくり」の施策(3)「困難な問題を抱える女性への支援」について、同法に基づく稻城市基本計画とします。

5 第五次いなぎプランの策定において勘案した動向

(1) 新型コロナウィルス感染症拡大の経験

平成31年（2019年）末から始まった新型コロナウィルス感染症の拡大は、家庭内暴力や経済的困窮、子育てや介護負担の増加など、さまざまな影響をもたらしました。同時に、職場のオンライン活用が急拡大したこと、新しい働き方の可能性が広がり、生活スタイルの多様化が進みました。

(2) 人口動態を踏まえた男女共同参画施策について

国の統計では、女性の過半数が90歳まで生きるなど超高齢化社会になるとともに、未婚・単独世帯が増加しています。稻城市地域包括ケア計画（稻城市高齢者福祉計画（第4次）稻城市介護保険事業計画（第9期））によると、今後は稻城市においても高齢化が進むことが予想されています。このため、要介護者や一人当たりの介護負担の増加が懸念されます。

	令和7年の人口	令和12年の推計人口	令和17年の推計人口
0～14歳	12,612人	12,439人	11,865人
15～64歳	60,816人	61,122人	60,661人
65歳以上	20,992人	23,448人	26,415人
計	94,420人	97,009人	98,491人
65歳以上の割合	22.2%	24.2%	26.8%

出典：稻城市地域包括ケア計画（稻城市高齢者福祉計画（第4次）稻城市介護保険事業計画（第9期））

就労状況に関しては、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）までの間に女性の就業者数は約228万人増え、第1子出産前後に女性が仕事を継続する割合は53.1%と半数を越えました。保育の受け皿整備などの両立支援施策の充実を背景に、女性就労のM字カーブ問題は解消に向かっています（第5次男女共同参画基本計画より）。

(3) 各分野における男女共同参画

労働分野では、働き方改革などの推進により、女性の就業者数や役員で占める女性の割合の上昇が見られます。しかし、女性役員は社外役員が多いなど、役員や管理職への登用は充分とは言えません。また、増加した就業者数もパートや派遣社員などの非正規雇用が多く、男女の待遇には依然として大きな差があります。

教育分野では、文部科学省より、教職員や教育委員会が男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育において性の平等の観点が充実するよう、研修の充実を促しています。また、学校における女性の登用について、具体的な目標設定を行うことになっています。

防災分野では、令和2年（2020年）に内閣府が「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」や事例集を作成し、研修等を実施して全国に活用を促すことで、避難所運営等への女性の参画、配慮した取り組み及び安全・安心の確保に向けた取り組

みの強化を進めています。

(4) 性の多様性、性的マイノリティについて

いなぎプランでは、従来の固定的な性別役割分担意識をはじめとした考え方の改革や、性別に関係なく個性と能力を発揮できる地域や社会の実現を目標としてきました。実態調査における「男女共同参画に関わる言葉の認知」の設問では、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）などの言葉の認知が進んでいることからも、性の多様性や性的マイノリティに対する認知の高まりがうかがえます。



6 男女共同参画に関する実態調査の結果について（概要）

（1）調査方法等について

- ・調査地域：稻城市全域
- ・調査対象：市内在住の16歳以上の男女
- ・対象者数：2,000人
- ・抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ・調査方法：郵送法（郵送配布・郵送またはインターネット回答サイトでの回収）
- ・調査期間：令和6年7月16日～8月6日
- ・回収結果：有効回答数658、回答率32.9%

（2）前回の調査からの回答傾向の変化について

実態調査は、いなぎプランの策定にあわせて10年ごとに市民意識の変化を調査するもので、今回は令和6年度（2024年度）に実施しました。

傾向の変化としては、職場や家庭などで男性優遇であるという回答が減少し、かわりに男女平等であるという回答が増加しました。仕事と生活の調和に関しては、仕事のみを優先するという回答が減少し、仕事と家庭生活をともに優先するという回答が増加しました。従来の「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった慣習についても、否定的な回答が多くなりました。

また、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」や「LGBTQ」といった、性の平等に関する言葉についても、多くの市民が知っていると回答する結果となりました。

（3）本市における男女平等の実現のために重要な取組について

今回の実態調査を踏まえ、男女平等参画の推進において市が取り組むべき課題は、以下の4点です。

①性の平等の実現を阻む固定観念や慣習の改善

実態調査では、社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位について、性別・年代を問わず「男性が優遇されている」という回答が多くありました。また、固定的な性別役割分担意識やジェンダーの固定観念について、女性が否定的な回答を多く示すのに対し、男性は従来の価値観に基づく肯定的な回答が一定の割合を占めています。年代別でも、若年層を中心に否定的な回答が、70歳以上の高齢者では肯定的な回答が多いという差があります。

このように、地域社会や慣習においては女性より男性の方が優遇されているという意識が依然として主流を占めており、その改善が課題となります。

②男性の家事・育児等への参画の推進

実態調査では、「男性も家事・育児・介護に積極的に参画した方がよい」という意見に多くの人が賛同しましたが、一方で、家庭における分担状況については、依然として女性のみが行う状態が主流であり、男性の参加が少ない状況にありました。

また、男性の仕事と生活の調和に関する質問について、理想においては家庭生活を優先したいという回答が、現実においては仕事のみを優先しているという回答が、ともに多い結果でした。家事・育児などに参加したいが出来ない、と考える男性が多い現状があり、男性の参画を後押しする取り組みを行うことが課題となります。

③ 家事・育児と就労が両立できる環境の整備

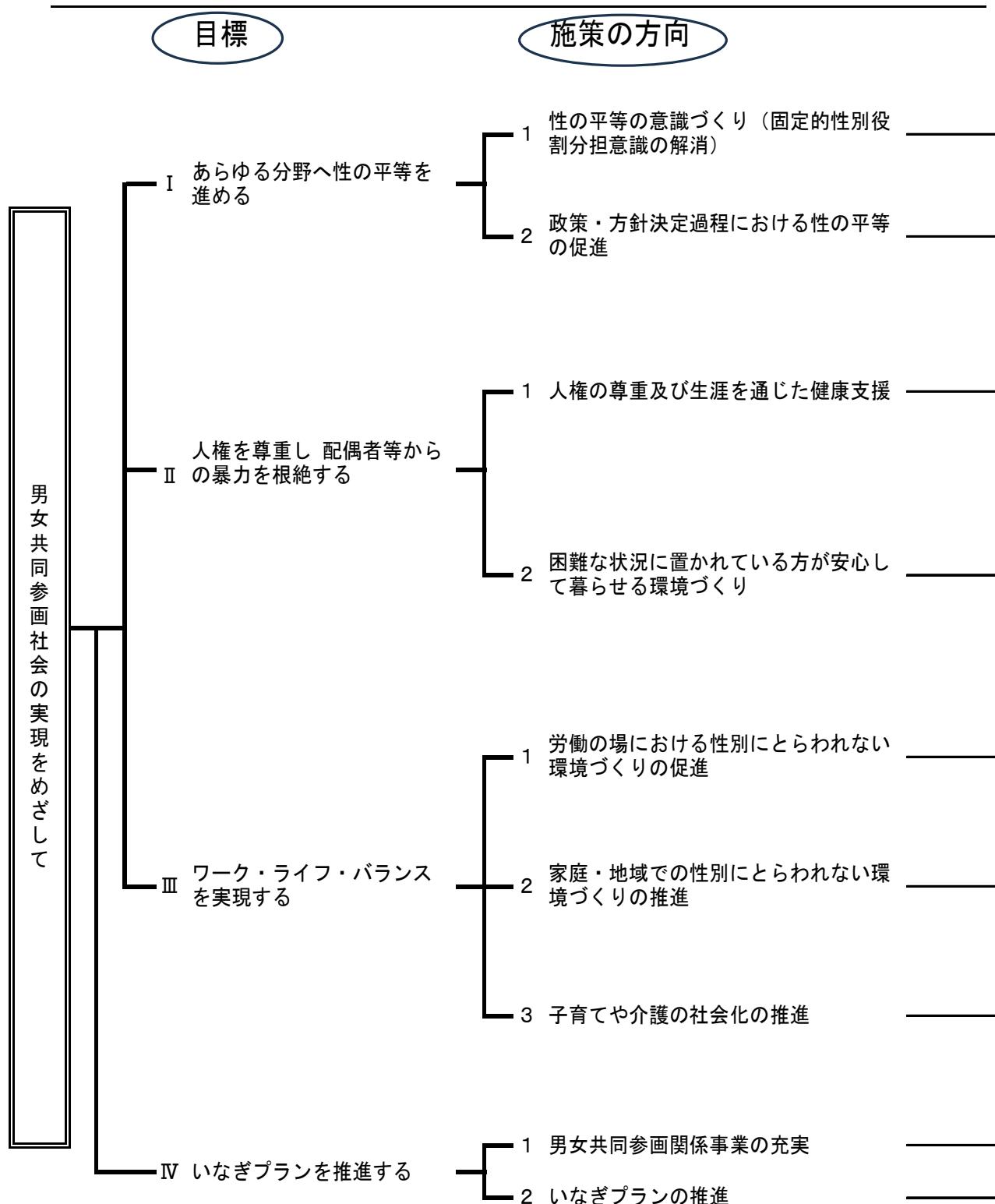
仕事と生活の調和について、理想と現実の生活が一致していると回答した人は、全体の3割に留まっています。一方、一致していないと回答した人は全体の5割であり、特に、回答者の多数が就労していると考えられる30歳代においては、仕事のみを優先している人が3割台半ばとなっています。このように、家事・育児と就労の両立に苦慮している人が少なからず存在しており、一人ひとりが多様な仕事と生活の調和を保つことのできる社会の形成のための環境整備や意識の啓発が課題となりました。

④男女間の暴力の根絶

配偶者やパートナー、恋人などからの暴力（以下、DVという）はいかなる事情のもとでも許されるものではありません。実態調査では被害者のうち誰にも相談をしなかったという人が多数を占めており、相談した場合でも相談相手は家族や友人など身近な人が主で、法律の専門家や公的機関の利用は少数にとどまっています。その理由として、相談するほどでもないと思ったなど、DVを重大な問題と考えない傾向が強く、自分にも悪いところがある、相談しても無駄といったことなども挙げられています。

これまで市ではDV防止の啓発の一環として公的機関や専門家の利用の促進を進めてきましたが、今後は被害者のみならず、被害者がまず相談する可能性が高い家族や友人など身近な人を念頭に入れた啓発も課題となります。

7 いなぎプラン体系図



施策

- （1）学校における性の平等の推進
- （2）家庭・地域における男女の意識改革
- （1）委員会・審議会等への女性委員の参画の促進
- （2）女性や性的マイノリティの視点を入れた防災対策の推進
- （1）人権を尊重する意識の普及・啓発
- （2）性に関する正確な知識の普及・健康支援
- （3）性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援
 - （※1）（※2）
（1）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援
(稻城市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)
 - （2）性の平等を阻むハラスメントの防止
 - （3）困難な問題を抱える女性への支援
(稻城市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)
- （1）女性の就労支援
(稻城市女性の職業生活における活躍の推進に関する基本計画)
- （2）企業や事業主への啓発
- （3）庁内の性の平等の推進
 - （1）男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援
 - （2）性別にとらわれない地域活動への参画の促進
 - （1）子育て世帯の支援
 - （2）ひとり親家庭の支援
 - （3）介護する家族の支援
- （1）性の平等にかかる事業の充実
- （1）いなぎプランの進捗管理

※1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」では、内縁関係や元配偶者、同居の交際相手までを対象としていますが、本計画では、法律に定める対象よりも範囲を広げ、恋人等の親密な関係にあるパートナーなどからの迫害や暴力、ハラスメントも対象とするため、「配偶者」ではなく、「配偶者等」と表記しています。

※2) 暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・社会的・性的暴力も含まれます。

第2章

計画の内容

（目標、施策の方向、施策）

目標Ⅰ あらゆる分野へ性の平等を進める

政府は平成15年(2003年)に「社会のあらゆる分野において、令和2年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げました。また、平成15年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、令和12年(2030年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

性別や年代に関わらず、誰もが、個性や能力を十分に発揮できる社会に向けて、固定的性別役割分担意識を解消し、性の平等の意識を確立して、あらゆる分野へ男女共同参画を進めます。

施策の方向

- 1 性の平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）
- 2 政策・方針決定過程における性の平等の促進

当目標の達成状況について下記の指標が参考となります。これらが改善することを目指します。

指 標	平成26年度 (2014年度)	令和6年度 (2024年度)
家庭における男女平等の意識	男性優遇 40.2% 平等 30.7%	男性優遇 38.2% 平等 36.3%
社会通念、慣習、しきたりなどにおける男女平等の意識	男性優遇 65.8% 平等 13.7%	男性優遇 63.2% 平等 14.7%
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方	反対 41.7%	反対 62.3%
委員会、審議会における女性の登用率	26.0%	31.2%

施策の方向 1

性の平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護といったケアワークに関わることは、生涯にわたる自立した生活を維持することに役立ちます。しかし、社会の中には、固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻んでいます。固定的性別役割分担意識の解消に向けて、学校、家庭、地域において、性の平等の意識づくりに取り組みます。

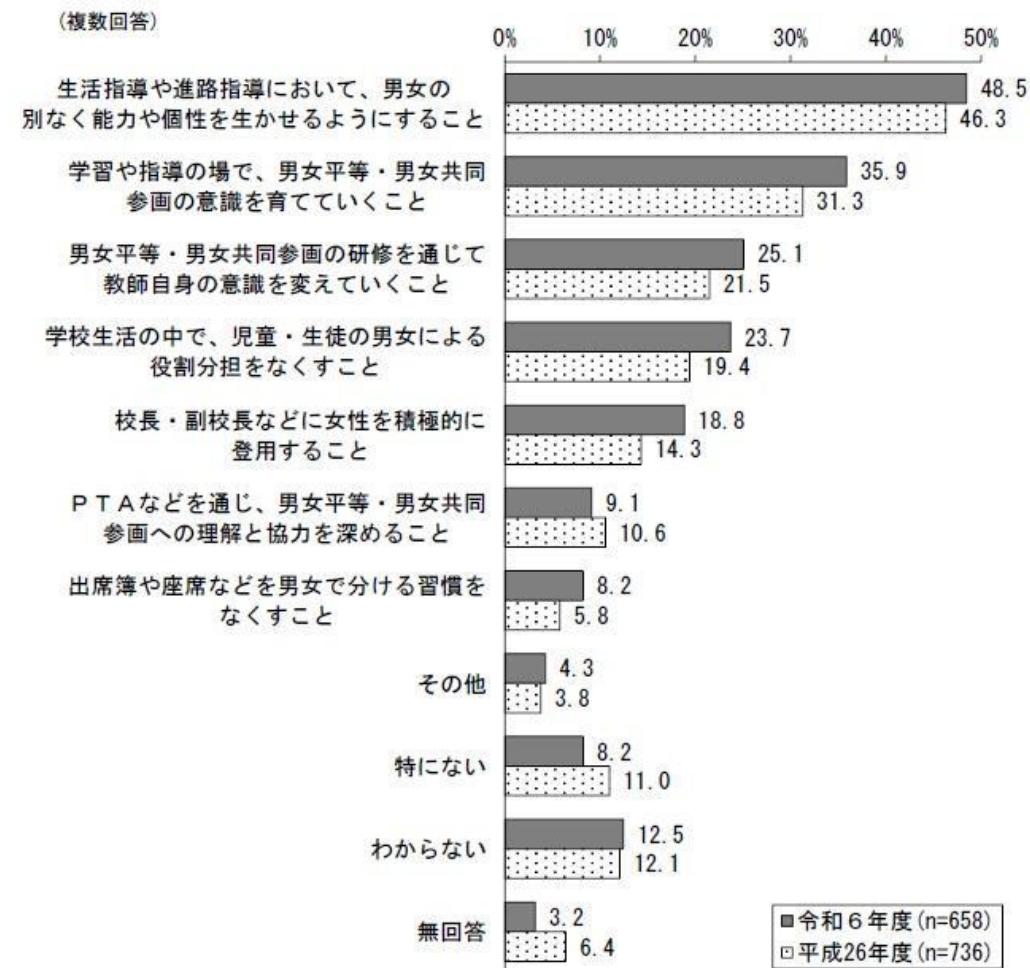
施策(1) 学校における性の平等の推進

子どもたちが人権を尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけられるよう、性的マイノリティを含めた性の平等の視点に立った学校運営・教育活動を推進します。また、管理職に就く女性教員の割合の低さから、女性教員が管理職に就くような工夫や配慮を進められるように、教職員の研修を実施します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	性の平等の視点に立った学校運営	継続	指導課	新たな課題に対する、学校行事等の見直し
2	性の平等の視点に立った進路・生活指導や特別活動	継続	指導課	新たな課題に対する、教育内容等の見直し
3	性の平等の視点に立った進路に関する情報提供	新規	市民協働課	女子中高生へ理系企業等の多様な進路に関する情報提供
4	教職員を対象とする性の平等に関する研修の実施	継続	指導課	新たな課題に対する、教職員への研修内容等の提供
5	女性教員が管理職に就くための工夫や配慮	継続	指導課	女性教員へ管理職に関する研修の受講の推薦、女性管理職事例の紹介

◆学校における「男女平等」の推進

問) あなたが学校における「男女平等」を推進する上で、特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。



出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇ 「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力や個性を生かせるようにすること」が5割近く(48.5%)で最も多く、次いで「学習や指導の場で、男女平等・男女共同参画の意識を育てていくこと」(35.9%)、「男女平等・男女共同参画の研修を通じて教師自身の意識を変えていくこと」(25.1%)と続きます。前回の調査と比較して、傾向に大きな違いはありません。

施策(2) 家庭・地域における男女の意識改革

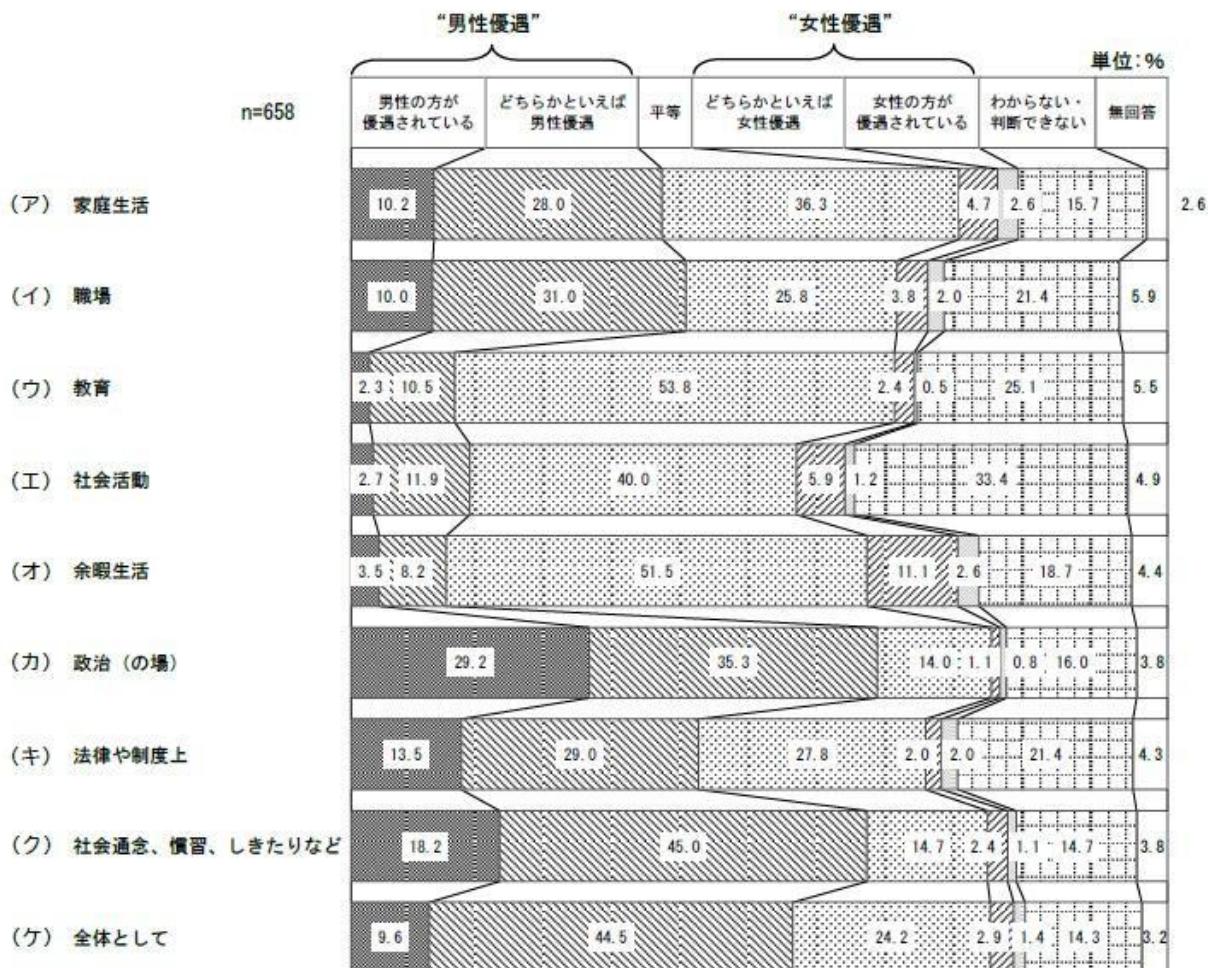
実態調査では、多くの人が家庭で男性も家事などに参画すべきと考えていますが、実際に参画する男性は少なく、社会通念や慣習において、男性優遇と感じる人の割合は高いものとなりました。このように、家庭や地域における性の平等が進んでいない実態を見直すとともに、男性の家事参画等を促し、固定的な性別役割分担の意識解消や多様なライフスタイルが尊重される意識の啓発に取り組みます。

事 業		計画	担当課	概 要
1	固定的な性別役割分担の意識解消のための啓発	継続	市民協働課	男性の家事参加等、性別にとらわれない多様なライフスタイルの尊重と意識の啓発
2	性の平等に資する講座等の実施	継続	生涯学習課	女性が多様なライフスタイルを選択できる講座の実施、情報の発信
3	男女平等に関する資料や情報の提供	継続	市民協働課	資料の活用及び情報提供
		継続	図書館課	男女平等に関する図書が多くの市民に読まれるような工夫（展示等）



◆男女の地位

問) あなたは現在、次のような分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。

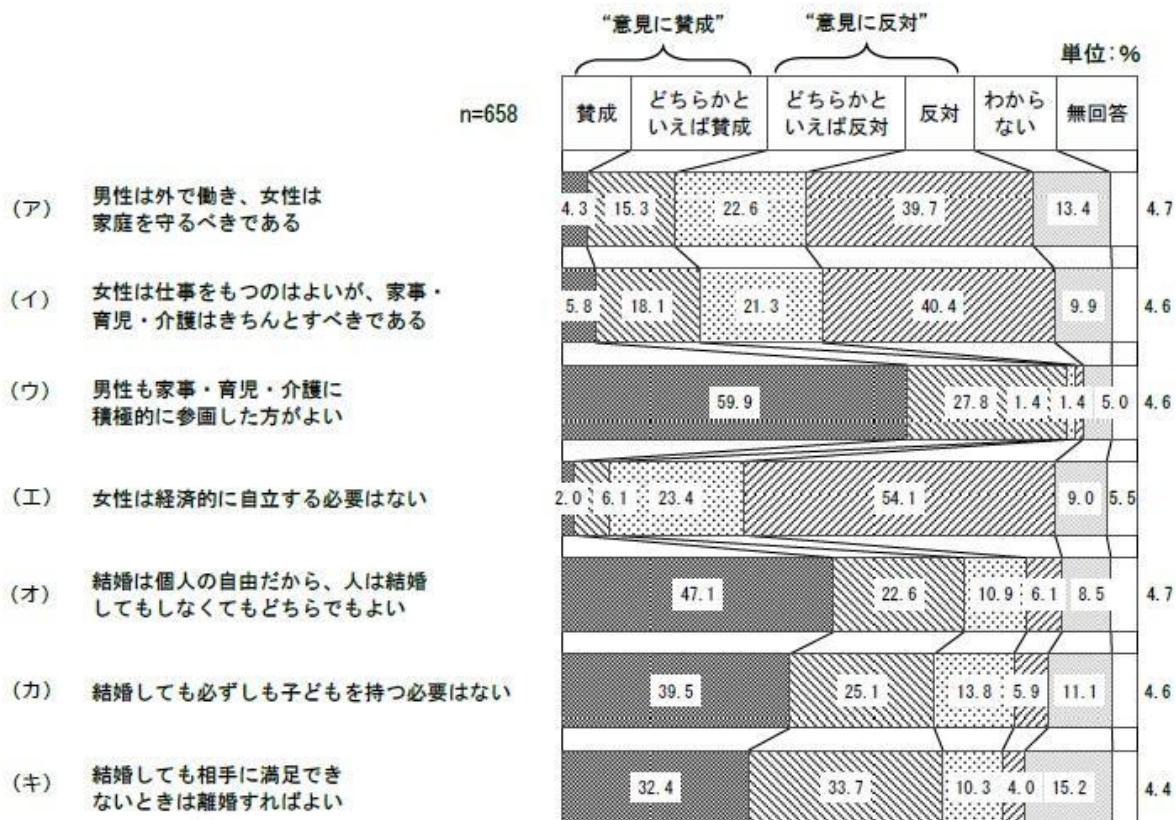


出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性優遇」を合わせた【男性優遇】は「政治(の場)」が最も多く（64.5%）、次いで「社会通念、慣習、しきたりなど」（63.2%）、「全体として」（54.1%）となっています。

◆結婚に対する考え方

問) 次のような考え方について、あなたの意見にいちばん近いものはどれですか。



出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇「男性も家事・育児・介護に積極的にした方がよい」では、「賛成」と「どちらかといえど賛成」を合わせた【意見に賛成】が87.7%となっています。また、(ア)《男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである》、(イ)《女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児・介護はきちんとすべきである》、(エ)《女性は経済的に自立する必要はない》では“意見に反対”が6割強から8割弱を占めており、“意見に賛成”を大幅に上回っています。

施策の方向2

政策・方針決定過程における性の平等の促進

性の平等を推進するためには、政策・方針決定過程に男女が対等に参画することが重要です。しかし、現状は女性の登用率は高いものではありません。女性に限らず多様な人材を生かすことにより、行政サービスの向上や持続可能な発展に寄与する行政組織の構築を目指します。

また、防災分野においても、女性や性的マイノリティの視点を入れた防災対策は重要であり、多様な視点からの配慮が必要であることから、女性等の参画を進めます。

施策(1) 委員会・審議会等への女性委員の参画の促進

市の政策・方針決定過程においては、各分野に詳しい人や代表等が各委員会等の委員に選出されることが多いですが、選出元に女性が少ないため、当該委員の女性の登用率が上がっていない。よって、各分野に詳しい人や代表等に女性が就くための啓発や情報提供を実施します。

事 業		計画	担当課	概 要			
1	府内委員会等の男女均衡の把握と情報提供	継続	市民協働課	女性委員の登用促進			

女性登用率の推移		R2	R3	R4	R5	R6	R7
全委員数に占める女性の割合 (%)		28.6	29.1	31.7	31.1	31.2	34.0
各委員会の女性の割合の平均 (%)		29.2	29.1	28.2	27.1	28.3	31.3
女性を含む委員会の割合 (%)		82.0	83.3	87.7	82.8	84.6	87.5

出典：稻城市「委員会・審議会における登用状況調査」（各年4月1日現在）

施策(2) 女性や性的マイノリティの視点を入れた防災対策の推進

令和6年度に修正された稻城市地域防災計画において、避難所運営委員会の委員に女性を入れることなどが明文化されました。また、災害対策基本法の趣旨等を踏まえ、避難者対策の方針決定過程に女性の参画を促進し、避難所設営・管理運営に男女共同参画の視点を取り入れます。

事 業		計画	担当課	概 要
1	女性視点等の防災訓練や講話の実施	継続	防災課	女性視点等の防災訓練や講話の継続と、避難所の運営時における多様な視点の確保
2	女性視点等による防災備蓄資材の確認	新規	防災課	避難所運営時に使用する備蓄資材における、女性視点等での状況確認
3	女性等の視点を取り入れた防災に関する啓発	新規	市民協働課	防災備品の準備や避難所の運営時に女性の視点が必要なことの啓発



■ 目標 II 人権を尊重し配偶者等からの暴力を根絶する

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。これらは依然として深刻な状況にあり、情報通信技術の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの拡大に伴い、暴力の種類も一層多様化しています。

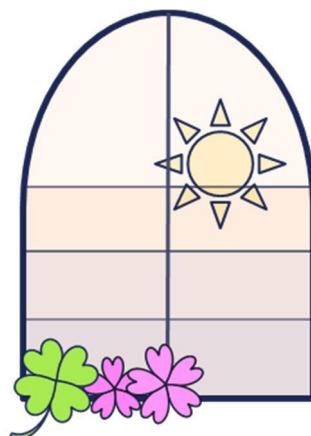
こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の被害者に対する支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために、男女がお互いの人権を尊重するだけでなく、身体や心、性に関する権利についても学ぶことができるよう、情報発信や啓発に取り組みます。また、生涯にわたる心身の健康支援を実施します。

施策の方向

- 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援
- 2 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

当目標の達成状況について下記の指標が参考となります。これらが改善することを目指します。

指標	平成26年度 (2014年度)	令和6年度 (2024年度)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度	3.0%	4.9%
配偶者やパートナーからDV等を受けても「誰にも相談しなかった」割合	59.8%	54.2%



施策の方向1

人権の尊重及び生涯を通じた健康支援

人権の尊重は、男女共同参画社会の前提となるものです。性的マイノリティを含めた多様な価値観や生き方を認め合い、人権を尊重できる意識と環境づくりに取り組みます。また、男女がお互いの身体的性差を理解し尊重し合うとともに、生涯にわたって心身の健康づくりに取り組めるよう、性に関する正しい知識の普及と支援を実施します。

施策(1) 人権を尊重する意識の普及・啓発

男女共同参画社会の前提となる多様化したライフスタイルや価値観を理解し認める人権尊重の意識の普及・啓発を行います。また、メディアからの情報の中には、無意識のうちに人権尊重に反するものも含まれていることから、市民が人権尊重と性の平等の視点に立って読み解き、判断する力を養う支援をするとともに、市の広報物においては、人権尊重と性の平等に配慮します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	人権尊重に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課	人権尊重に関する啓発及び情報提供
2	性の平等に配慮した情報発信や広報物の作成	継続	市民協働課 関係各課	性の平等の視点でのメディア・リテラシーに関する啓発と、性の平等に配慮した広報物の作成

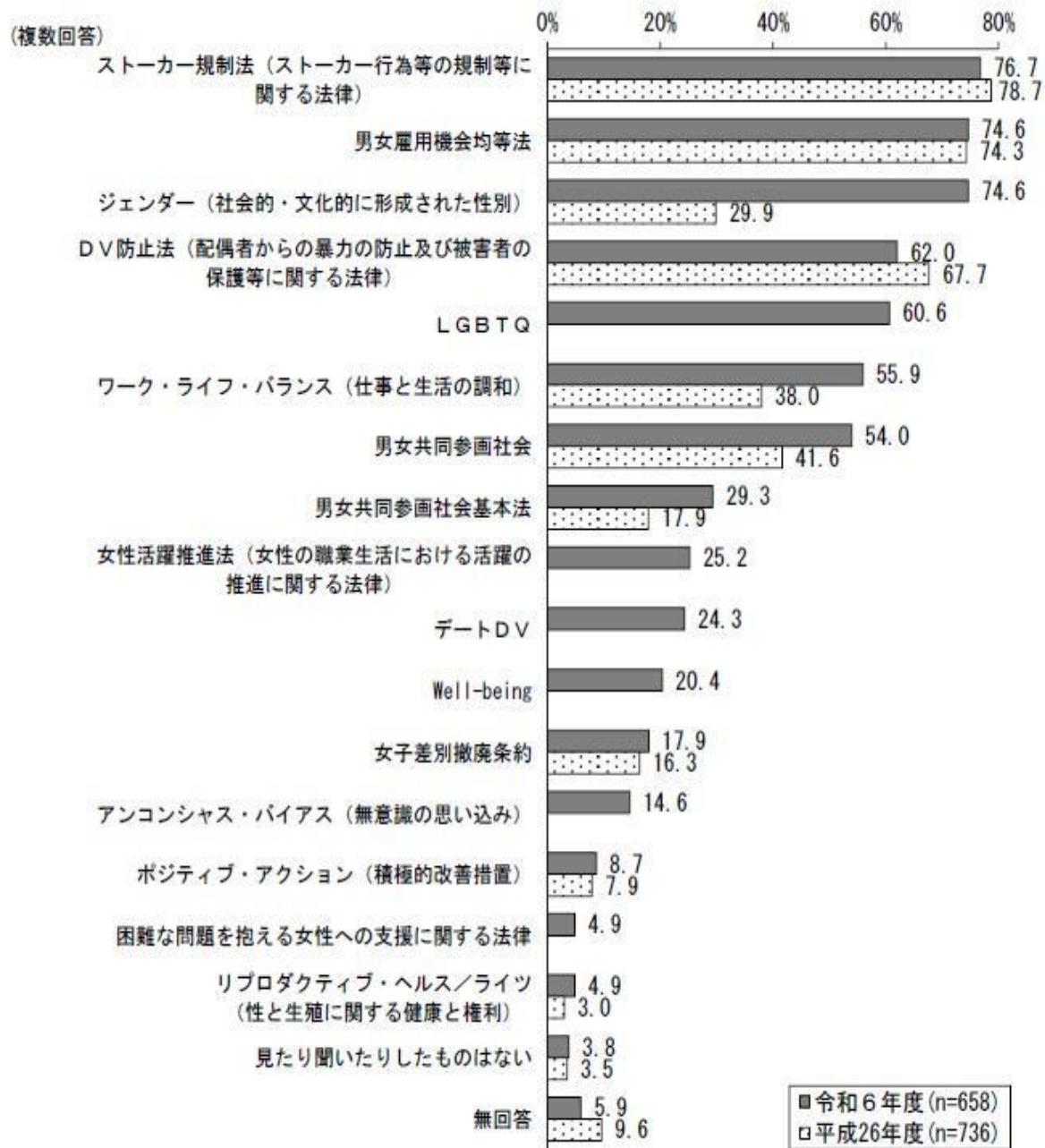
施策(2) 性に関する正確な知識の普及及び健康支援

男女が身体的性差を理解し、互いの性と人権を尊重し合うことができるよう、性に関する啓発・情報提供をするとともに、学校現場等における性に関する教育や啓発を実施します。また「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ）」について浸透させていくとともに、将来の妊娠を見据えた健康に関する情報提供や啓発に取り組み、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	学校現場等における性に関する教育や啓発の実施	継続	指導課	包括的性教育の推進
2	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ等、性と健康に関する啓発・情報提供	新規	市立病院	将来の妊娠を見据えた健康等を考えるための情報提供
		新規	健康課	乳がん検診や女性のための健康セミナー等を通じた、女性特有の疾病や健康に関する情報提供
		継続	市民協働課	女性の健康に関するパネル展等の実施

◆男女共同参画に関する言葉の認知

問) 以下の言葉で、あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの、知っているものはどれですか。



出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇言葉の認知度としては「ストーカー規制法」が一番多く（76.7%）、次いで「男女雇用機会均等法」と「ジェンダー」（74.6）、「DV防止法」（62.0）と続きます。令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」と「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については4.9%です。

施策(3) 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

性別に関係なく個性と能力を発揮できる地域や社会の実現に向けて、多様な生き方に関する人権の尊重について啓発し、性の多様性に関する理解の促進に取組みます。また、府内での啓発を続けるとともに、性的マイノリティ当事者の「生きづらさ」等を把握し、相談者に寄り添った相談対応を実施します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	市職員を対象とする啓発	継続	人事課	新入職員や管理職を対象とした研修の実施
2	人権尊重に関する啓発・情報提供	継続	総務契約課	性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消への取組に関する情報提供
3	相談事業の実施	継続	市民協働課	女性の悩み相談等において性的マイノリティの方からの相談に対応

施策の方向2

困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、性の平等を阻む要因となっています。同時に、暴力は貧困や様々な困難な問題につながることもある深刻な問題です。

また、困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）（「第3章 用語解説」参照）が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。

施策(1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

（※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

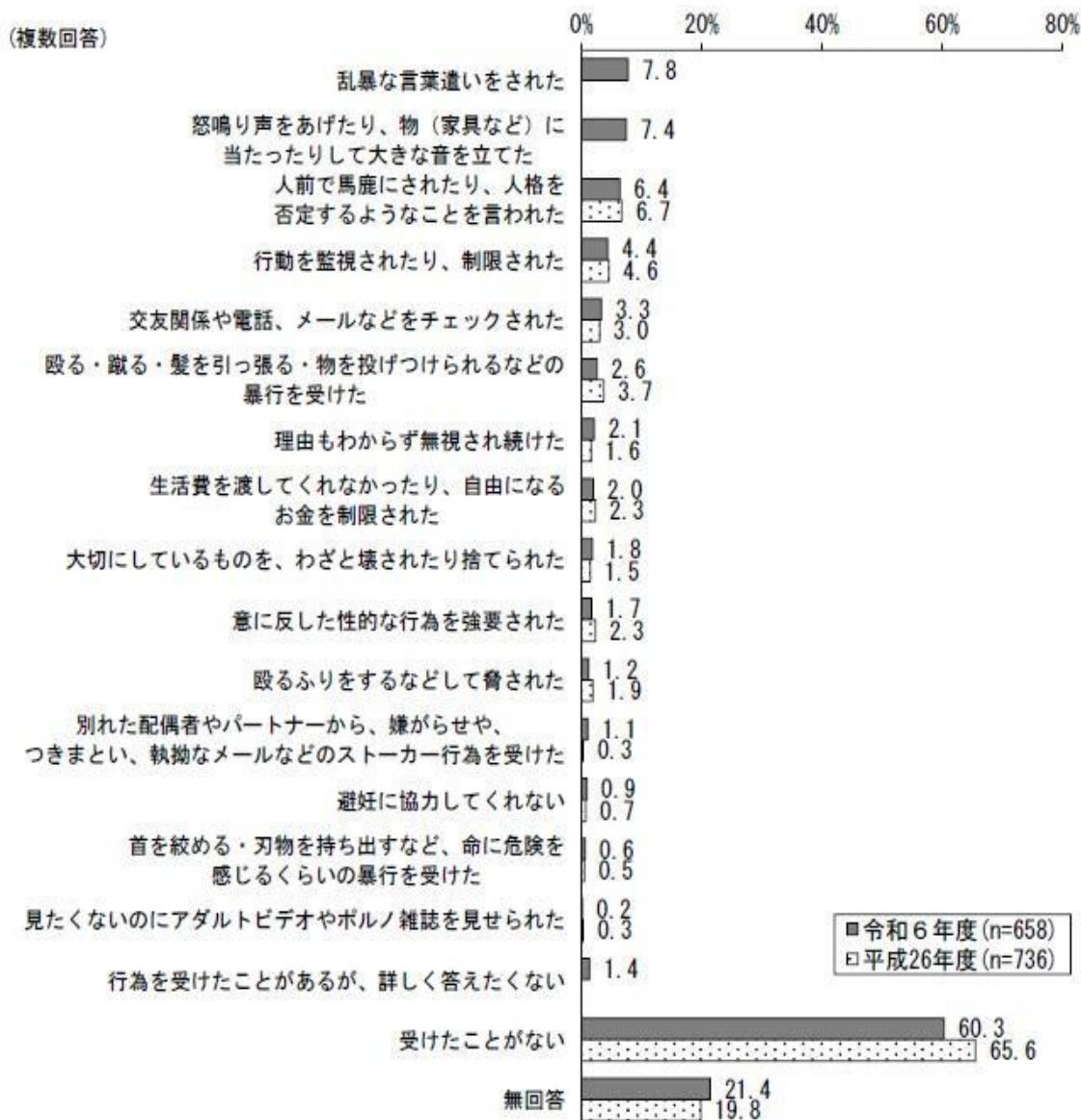
配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供をするとともに暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、相談窓口について更なる周知を図り、被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関と連携し、包括的な支援を実施します。

※なお、この計画の目標Ⅱ－施策の方向2－施策(1)「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、稲城市における「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に位置付けます。

事 業		計画	担当課	概 要
1	配偶者等からの暴力に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課	関係法令等に関する情報提供及びDV防止に向けた意識啓発等の実施
2	配偶者等からの暴力の早期発見や被害者支援に向けた関係機関との連携強化	継続	市民協働課 関係各課	関係機関との連携による被害者支援
3	配偶者等からの暴力に関する相談事業の実施	継続	市民協働課	いなぎ女性の悩み相談等の実施

◆配偶者やパートナーから受けた行為

問) あなたは、次のような行為を配偶者やパートナーから受けたことがありますか。



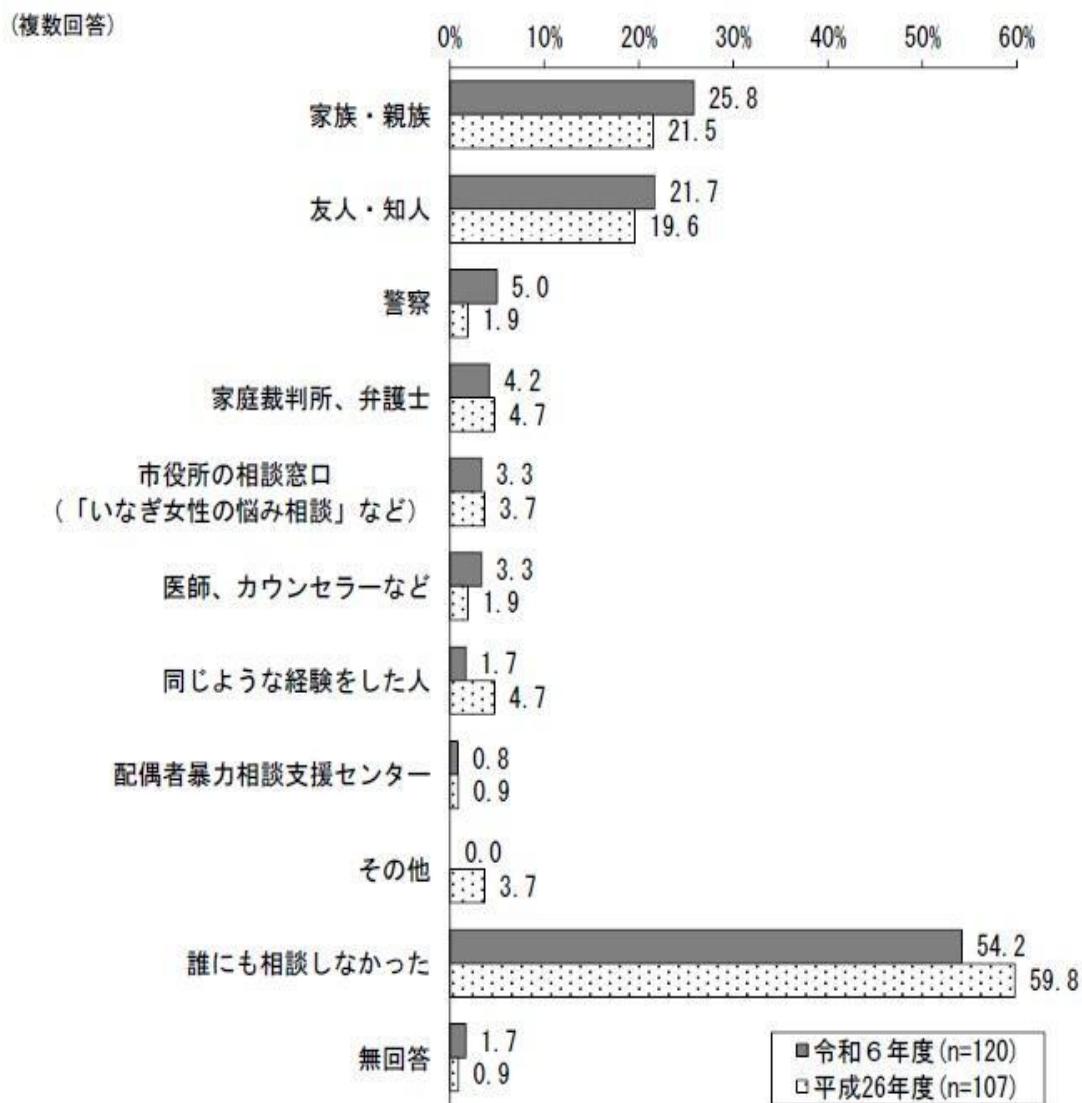
※前回調査は「怒鳴り声をあげたり、物（家具など）に当たったりして大きな音を立てた」「乱暴な言葉遣いをされた」「行為を受けたことがあるが、詳しく答えたくない」なし。

出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇配偶者・パートナーから何らかの暴力被害を受けたのは 18.3% であり、暴力を受けたことがないという回答は 60.3% となっています。具体的な暴力の内容については「乱暴な言葉遣いをされた」が最も多く（7.8%）、次いで「怒鳴り声を上げたり、物に当たったりして大きな音を立てた」（7.4%）と続きます。また「行為を受けたことがあるが詳しくは答えたくない」が 1.4% でした。

◆相談先

問) あなたは、誰かに相談しましたか。

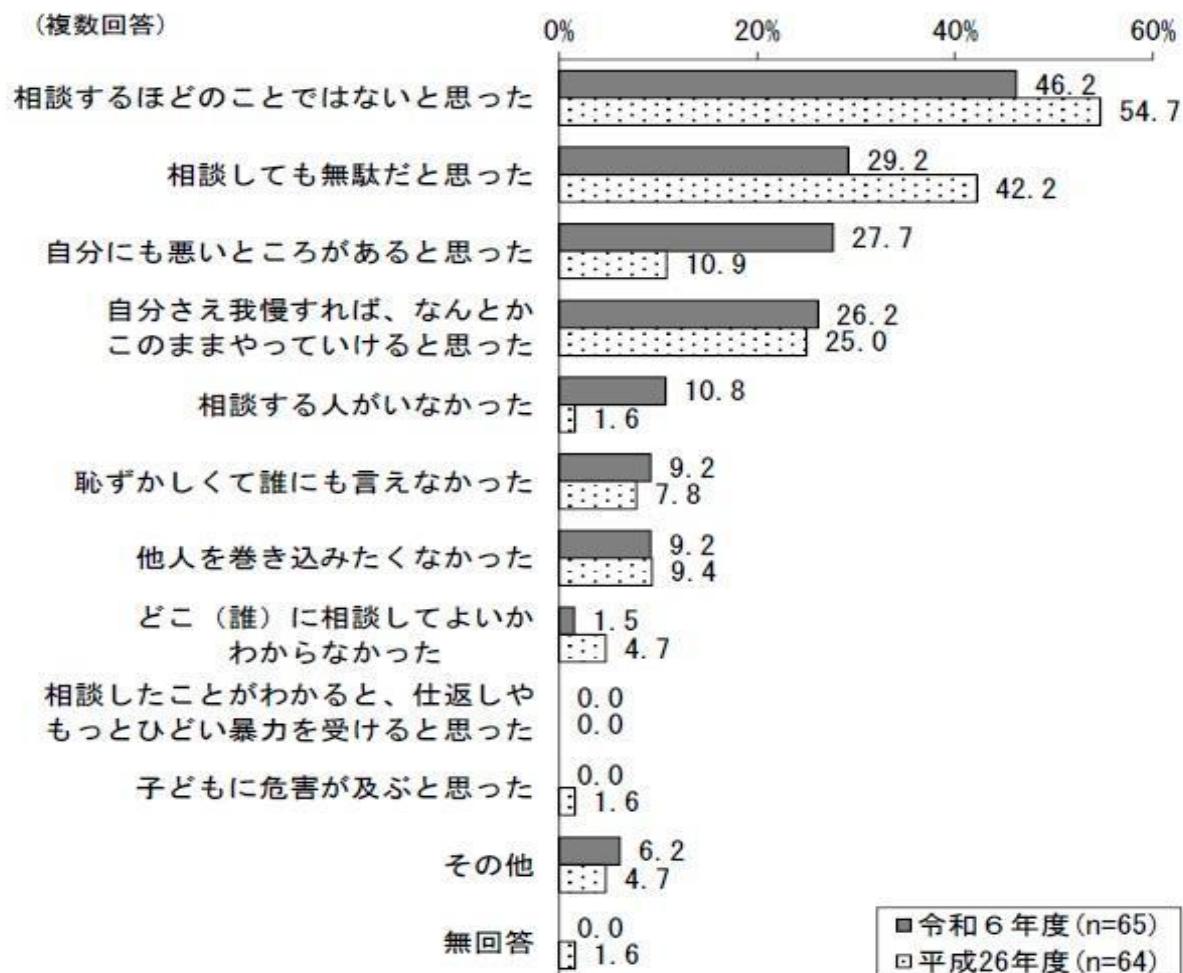


出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇相談先としては、「家族・親族」が 25.8%で最も多く、「友人・知人」(21.7%)、「警察」(5.0%) が続きます。これ以外の相談先はいずれも 5%未満であり、「誰にも相談しなかった」(54.2%) が過半数を占めています。また、「市役所の相談窓口 (『いなぎ女性の悩み相談』など)」は 3.3%でした。なお、前回調査から今回調査にかけて、「誰にも相談しなかった」が 5 ポイント減少しています。

◆相談しなかった理由

問) 誰にも相談しなかった理由は何ですか。



出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇相談しなかった理由については「相談するほどのことではないと思った」が 46.2%で最も多く、「相談しても無駄だと思った」(29.2%)、「自分にも悪いところがあると思った」(27.7%)、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」(26.2%)と続きます。前回調査と今回調査とも上位4項目の組み合わせは同じですが、「自分にも悪いところがあると思った」「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」の順位が入れ替わっています。

施策(2) 性の平等を阻むハラスメントの防止

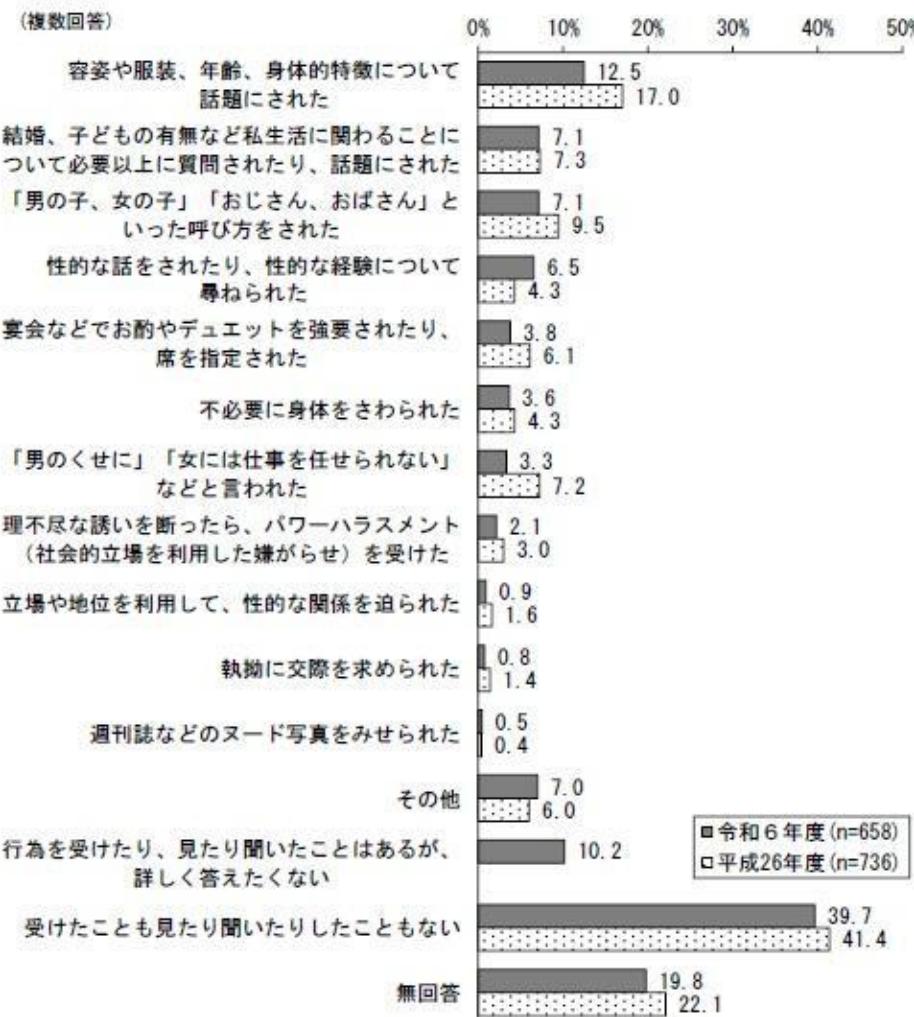
セクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因するハラスメント（いやがらせ）について、人権侵害であるという認識を広く浸透させ、ハラスメントを容認しない意識を育むとともに、被害者の支援に向けた啓発や情報提供を実施します。

事 業	計画	担当課	概 要
1 セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発・情報提供	継続	市民協働課	ハラスメント防止の重要性や相談先等に関する情報提供

◆セクシュアル・ハラスメントの有無

問) あなたの職場や学校などにセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）はありますか。

次のようなことを自分自身が受けっていたり、見たり聞いたりしたことがありますか。



※前回調査は「行為を受けたり、見たり聞いたりしたことはあるが、詳しく答えたくない」なし。

出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇セクシュアル・ハラスメントの有無において、何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見たり聞いたことがあるのは 40.5%であり、受けたことも見たり聞いたりしたこともないという回答は 39.7%となっています。具体的な行為の内容については、「容姿や服装、年齢、身体的特徴について話題にされた」が 12.5%で最も多く「結婚、子どもの有無など私生活に関わることについて必要以上に質問されたり、話題にされた」「男の子、女の子」「おじさん、おばさん」といった呼び方をされた」（それぞれ 7.1%）、「性的な話をされたり、性的な体験について尋ねられた」（6.5%）が続きます。このほか、「行為を受けたり、見たり聞いたことはあるが、詳しく答えたくない」という回答が 10.2%となっています。

施策(3) 困難な問題を抱える女性への支援

（※稻城市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、複合的な困難な問題を抱える女性の支援のために支援調整会議を運営し、関係機関と連携した包括的な支援を実施します。

また、支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性に関する情報共有や課題の把握を行い、新たな支援対象者を生じさせないよう取り組みます。

※なお、この計画の目標II－施策の方向2－施策(3)「困難な問題を抱える女性への支援」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条の3に基づく、稻城市における「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に位置付けます。

事業		計画	担当課	概要
1	新たな「困難な問題を抱える女性」を生じさせないための取り組み	新規	市民協働課	支援調整会議での情報共有と課題の把握
2	「困難な問題を抱える女性」という視点に関する周知啓発	新規	市民協働課	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」等に関する周知啓発
3	困難な問題を抱える女性を支援する体制づくり	新規	市民協働課	支援調整会議の運営
4	複合的な問題を抱えた女性の支援	新規	生活福祉課	生活困窮状態にある複合的な問題を抱えた女性の支援及び関係機関との連携による包括的支援体制の整備
		新規	子ども家庭支援センター課	子育ての悩み等を含む複合的な問題を抱えた女性の支援
		新規	障害福祉課	障害を含む複合的な問題を抱えた女性の支援
5	困難な問題を抱える女性に関する状況等の把握	新規	市民協働課	女性の悩み相談等における困難な問題に関する相談件数や課題の把握

目標III ワーク・ライフ・バランスを実現する

人生100年時代と言われる中、企業や家庭では従来までの男性主体の働き方や女性主体の家事育児参画から、男女共に仕事上の責任を果たしつつ、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が重要です。

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が若いうちから経済的な自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護（ケアワーク）に主体的に関わり、自分らしい生き方で、いきいきと生活できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向

- 1 労働の場における性別にとらわれない環境づくりの促進
- 2 家庭・地域での性別にとらわれない環境づくりの推進
- 3 子育てや介護の社会化の推進

当目標の達成状況について下記の指標が参考となります。これらが改善することを目指します。

指 標	平成26年度 (2014年度)	令和6年度 (2024年度)
ワーク・ライフ・バランスの認知度	38.0%	55.9%
7種の家事において「男女がほぼ同じ」の割合（平均値）	12.3%	19.4%
ワーク・ライフ・バランスについて実際の生活と理想の生活との一致率	31.1%	32.4%

施策の方向1

労働の場における性別にとらわれない環境づくりの促進

男女が共に経済的に自立することは、男女双方の人権の確立を図る上でだけでなく、持続可能な地域・経済社会の形成の上でも重要な課題です。女性の活躍を推し進めるることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するだけでなく、経済社会の持続可能性の向上にもつながります。男女が共に継続して働き続けるためには、長時間労働を見直し、多様な働き方への理解と環境の整備が欠かせません。女性の継続就労や再就職を支援するとともに、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて市内企業や事業主に対して働きかけていきます。

施策(1) 女性の就労支援

(※稲城市女性の職業生活における活躍の推進に関する基本計画)

結婚や出産・介護などで就労を中断した女性の経済的な自立意識、職業意識を培う啓発や情報提供、関連機関との連携による継続就労や再就職に向けた支援を実施します。また、子育てや介護しながら働く女性や、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方の紹介や制度等に関する情報提供を実施します。

※なお、この計画の目標III－施策の方向1－施策(1)「女性の就労支援」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の2に基づく、稲城市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本計画」に位置づけます。

事 業		計画	担当課	概 要
1	女性の就労に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課	女性が活躍する職場や多様な働き方（起業、テレワーク等）に関する啓発及び情報提供
2	多様な働き方の支援	継続	経済課	経営支援や起業講座を実施する関係機関を支援し、多様な働き方の紹介

施策(2) 企業や事業主への啓発

男女が共に働き続けられる職場環境の重要性に加え、テレワークや労働時間の短縮、フレックス制の導入などの多様な働き方について、市内企業や事業主に対して、啓発や情報提供を実施します。また、労働の場の男女平等を進めるために労働関係法令の周知及びワーク・ライフ・バランスについて理解を深める啓発や情報提供を実施します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	市内企業向けの啓発・情報提供	継続	市民協働課	市内企業への性の平等およびワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供
				東京都等が実施する企業向けイベントに関する情報提供

施策(3) 庁内の性の平等の推進

稻城市も一事業所として、男女が共に働きやすい環境整備や啓発など、性の平等の推進に取り組みます。また、関係法令等に関する情報を共有し、職員の男女共同参画についての理解を深め、認識の向上を図ります。

事 業		計画	担当課	概 要
1	事業所として、職員採用や人事、研修等における率先した取り組み	継続	人事課	新入職員や管理職を対象とした研修の実施等
2	男女がともに働きやすい環境整備	継続	人事課	テレワークや育児参加休暇等の採用
		継続	市立病院	育児や介護等各種支援の制度の周知
3	性の平等に関する啓発・情報発信	継続	市民協働課	男女共同参画施策に関する職員の理解を深めるための情報提供
4	性の平等に関する意識調査	継続	市民協働課	職員を対象とした性の平等に関する意識調査の実施

◆実際の生活と理想の生活の比較

問) 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味など）」の優先度について伺います。

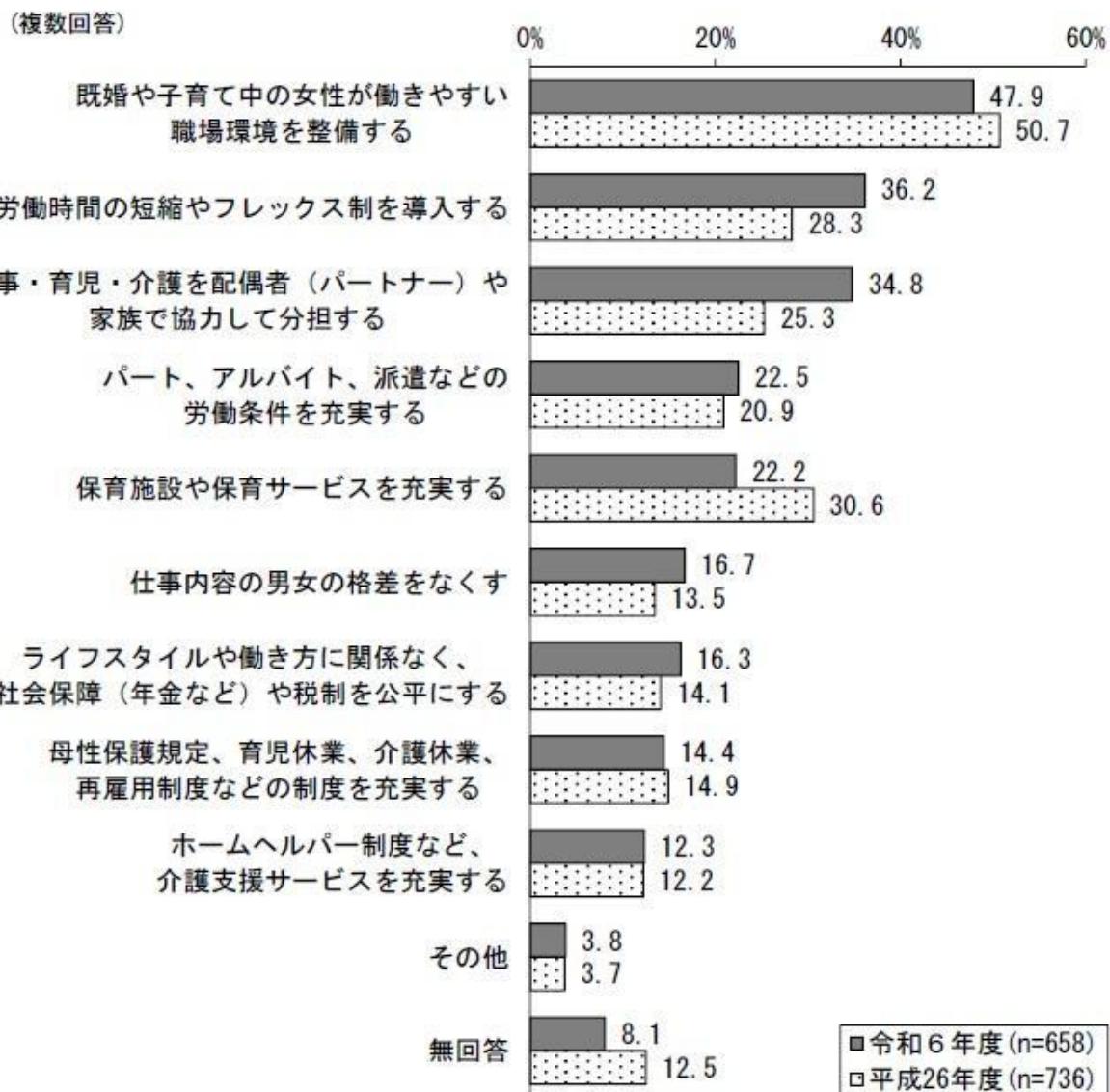
	全 体	理想の生活									無回答
		仕事を優先	家庭生活を優先	を地域優先・個人の生活	と仕事も事にと優先家庭生活を	先の仕事を地とも・に個人優先	に個人家庭優先の生活と地域も・	を地域事も・と個人家庭優先の生活と			
	全体	658	13	133	30	166	31	55	140	90	
実際の生活	全体	100.0	2.0	20.2	4.6	25.2	4.7	8.4	21.3	13.7	
	仕事を優先	100.0	4.6	19.6	3.9	35.3	4.6	6.5	21.6	6	3.9
	家庭生活を優先	100.0	1.7	52.1	5.0	19.8	5.0	7.4	9.1	-	-
	地域・個人の生活を優先	100.0	-	5.0	55.0	5.0	-	-	25.0	2	10.0
	仕事と家庭生活をともに優先	100.0	1.6	18.7	0.5	42.0	4.1	8.3	24.9	-	-
	仕事と地域・個人の生活をともに優先	100.0	-	-	5	2	10	1	9	-	-
	家庭生活と地域・個人の生活をともに優先	100.0	-	3.4	3.4	18.5	7.4	37.0	3.7	33.3	-
	仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先	100.0	-	3.8	-	-	-	18	9	-	-
	無回答	89	1	1	-	3	-	-	2	82	
		100.0	1.1	1.1	-	3.4	-	-	2.2	92.1	

出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇「実際の生活は『仕事を優先』」している人の35%近くが『仕事と家庭生活をともに優先』が理想と回答しています。

◆男女ともに働きやすい社会

問) 男女ともに働きやすい社会をつくるためには、どのようなことが重要だと考えていますか。



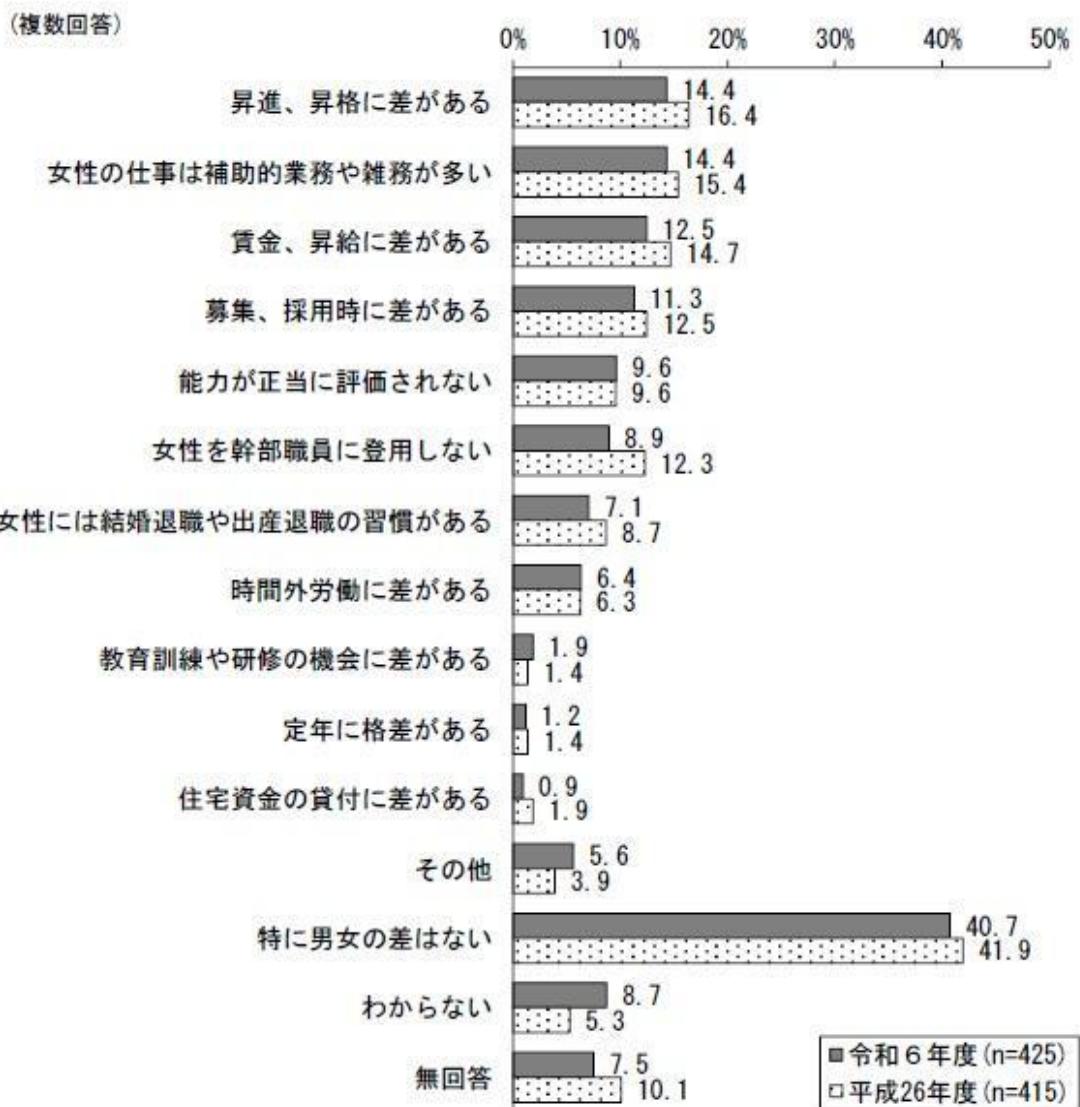
出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇「既婚や子育て中の女性が働きやすい職場環境を整備する」が47.9%で最も多く、「労働時間の短縮やフレックス制を導入する」(36.2%)、「家事・育児・介護を配偶者（パートナー）や家族で協力して分担する」(34.8%)、「パート・アルバイト、派遣などの労働条件を充実する」(22.5%)が続きます。

前回調査では「保育施設や保育サービスを充実する」(30.6%)が「既婚や子育て中の女性が働きやすい職場環境を整備する」に次いで多い回答となっていましたが、前回調査から今回調査にかけて8ポイント減少し、今回調査では5番目が多い回答となっています。このほか、「家事・育児・介護を配偶者（パートナー）や家族で協力して分担する」が9ポイント、「労働時間の短縮やフレックス制を導入する」が7ポイント増加しています。

◆職場での男女差

問) あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、男女差があると思いますか。それはどのようなことですか。



出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇男女差があるものとして「昇進、昇格に差がある」「女性の仕事は補助的業務や雑務が多い」がそれぞれ14.4%でともに多く、「賃金・昇給に差がある」(12.5%)、「募集、採用時に差がある」(11.3%)が続きます。なお、「特に男女差はない」は40.7%です。なお、前回調査と比較して傾向に大きな違いはありません。

施策の方向2

家庭・地域での性別にとらわれない環境づくりの推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に家事・育児・介護に参画し、家庭生活において自立することが必要です。しかし、実際にはいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担を背景に、家事・育児・介護の負担の多くを女性が担っています。男女が共に家事・育児・介護に参画し、家庭生活において自立していくよう、男性の家事参画に向けた男女双方の意識改革や、男性の主体的な家事・育児・介護への参画に向けて取り組みます。

また、地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっています。多様化する地域の課題に対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。また、固定的な性別役割分担の解消も重要です。男女がお互いを理解し、尊重し、協力し合いながら対等な構成員として地域活動に参画できるよう啓発を行うとともに、性別に関わらず希望する活動に参画できる環境の整備と機会の提供を推進します。

施策(1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

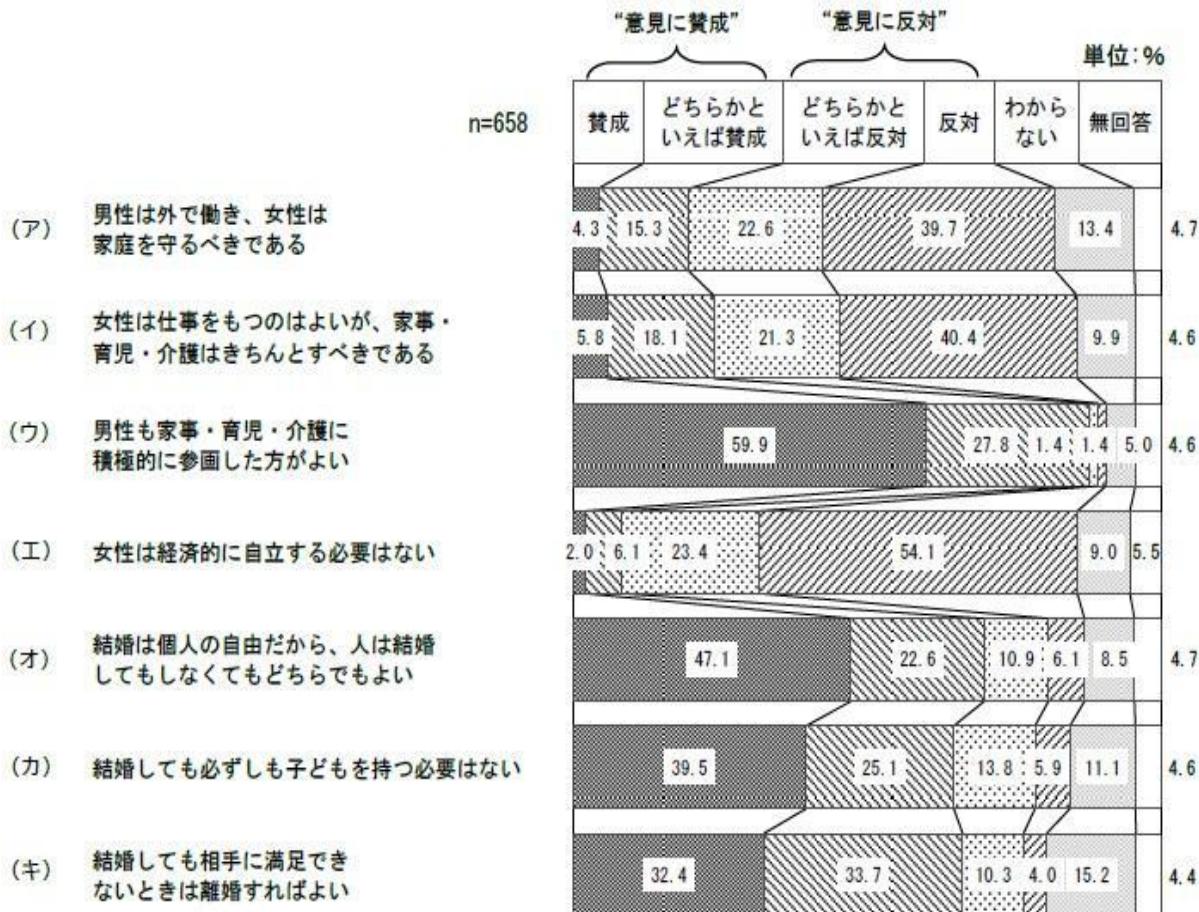
男性の家事参画への理解を深めるとともに、男女が共に参画できるよう、知識の啓発や情報提供を行います。また、男女が共に育児・介護休業制度等を利用できるよう、情報提供を実施します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	男女がともに家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	継続	市民協働課	家事・育児・介護への参画を促進するための周知啓発と情報提供
		継続	生涯学習課	男女を問わず親子へ育児に関する事業への参加の促進
2	育児・介護休業制度に関する情報提供	継続	市民協働課	育児・介護休業制度等に関する情報提供
3	男女の積極的な育児参画に向けた啓発・情報提供	継続	おやこ包括支援センター課	両親学級などによる、夫婦での育児についての情報提供



◆家庭生活について/結婚に対する考え方

問) 次のような考え方について、あなたの意見にいちばん近いものはどれですか。

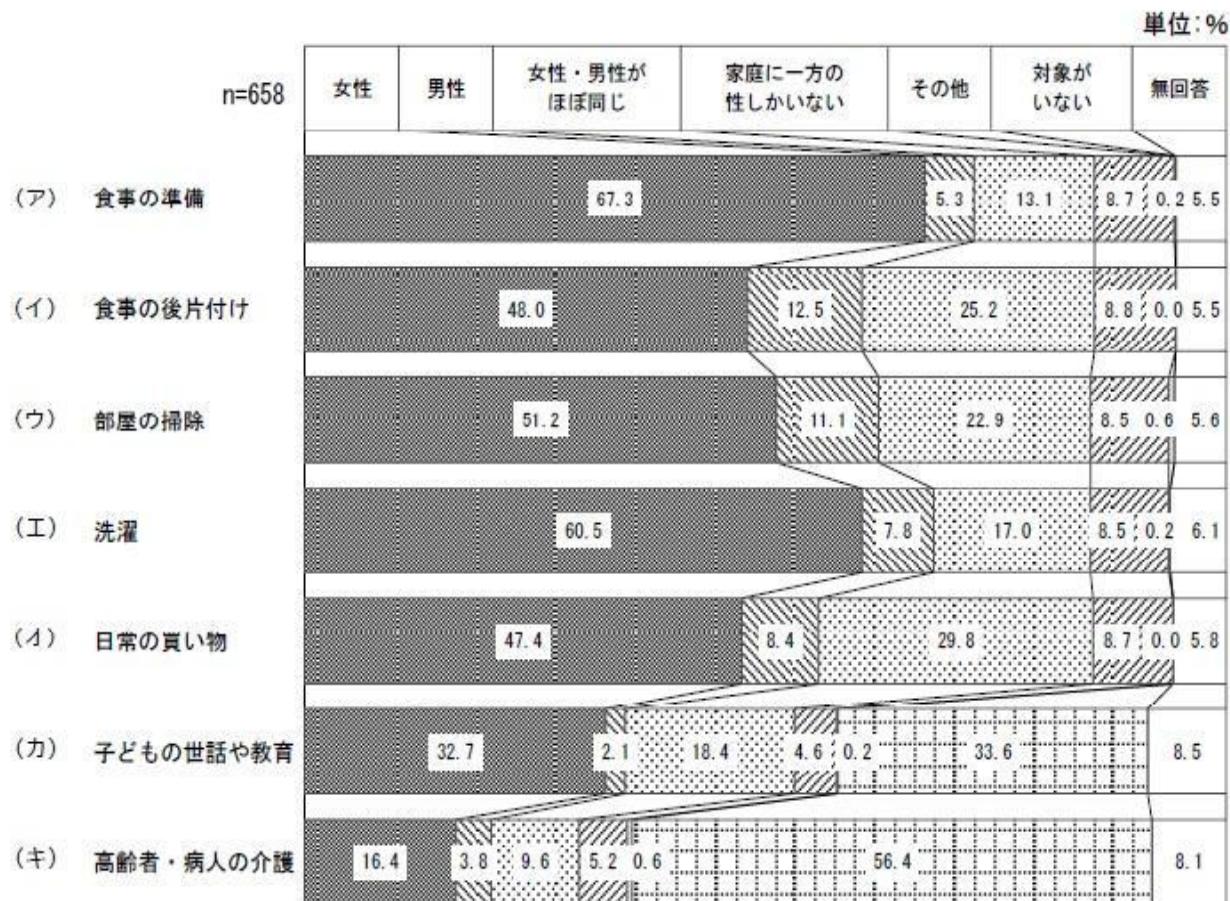


出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇結婚に対する考え方では、(ウ)《男性も家事・育児・介護に積極的に参画した方がよい》で、“意見に賛成”（「賛成」「どちらかといえれば賛成」）の回答が87.7%と9割近くになりました。

◆家庭生活について/家事における男女のかかわり

問) あなたの家庭では、以下の家事について、女性と男性のどちらがより多くかかわっていますか。



出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

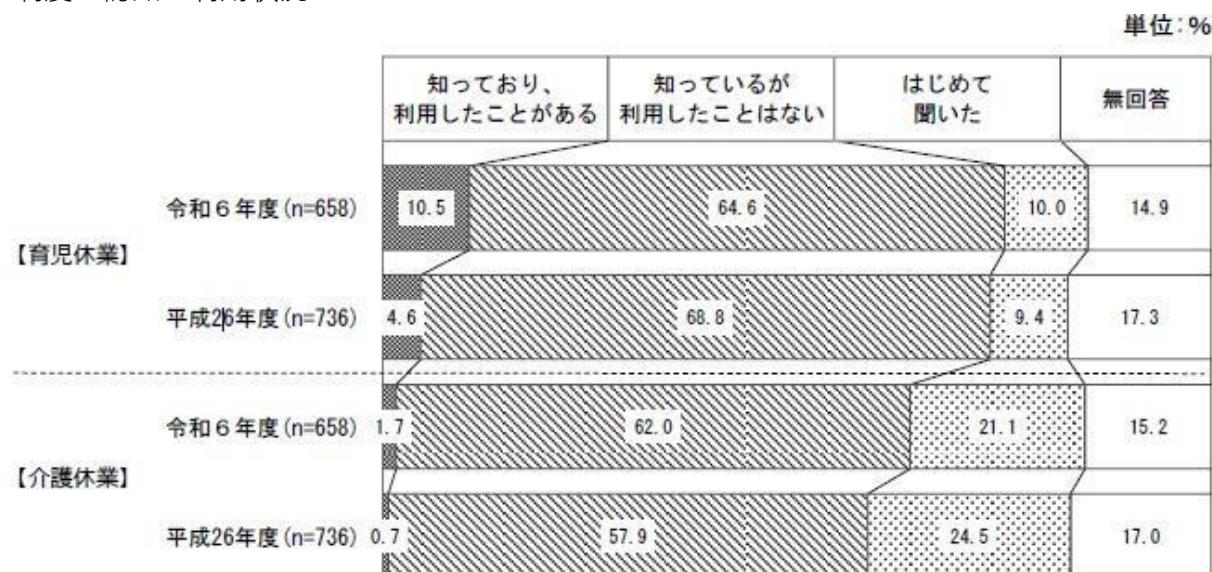
◇家事における男女のかかわりについては、「男性（夫、父親、祖父、息子など）」と回答したのは、家事（食事の準備・食事の後片付け・部屋の掃除・洗濯・日常の買い物）では約10%前後であり、（カ）《子どもの世話や教育》は2.1%、（キ）《高齢者・病人の介護》は3.8%と少ない結果になり、結婚に対する考え方における《男性も家事・育児・介護に積極的に参画した方がよい》の“意見に賛成”という9割の意見に対して、実際に育児や介護に関わる男性は少ないことがわかります。

◆育児休業・介護休業制度の認知、利用意向、利用できない理由

問) 働く男女が生活も仕事も両立できるよう支援するため「改正育児・介護休業法」が施行されています。

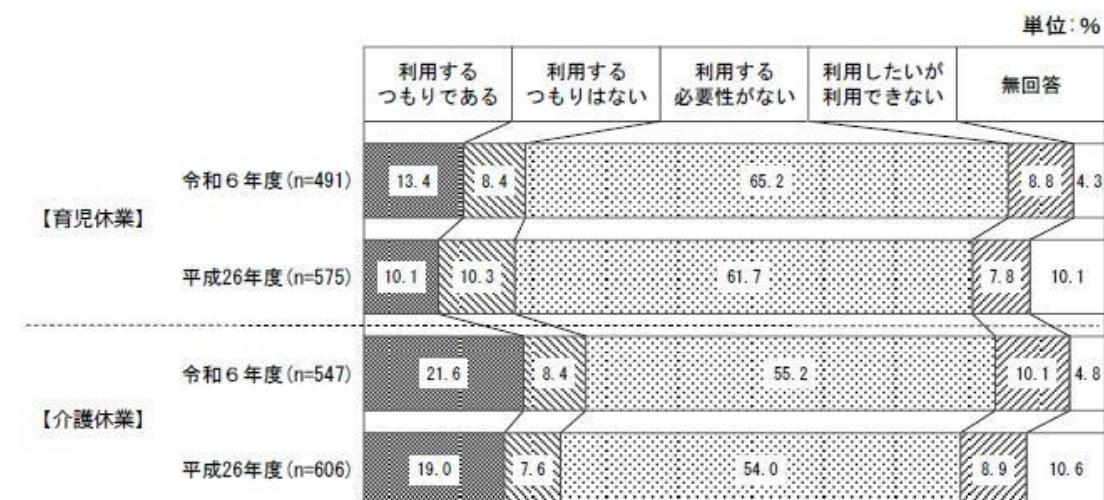
「育児・介護休業制度」は男女ともに取得できる制度です。あなたはこの制度を知っていますか。また、利用したことがありますか。

① 制度の認知・利用状況



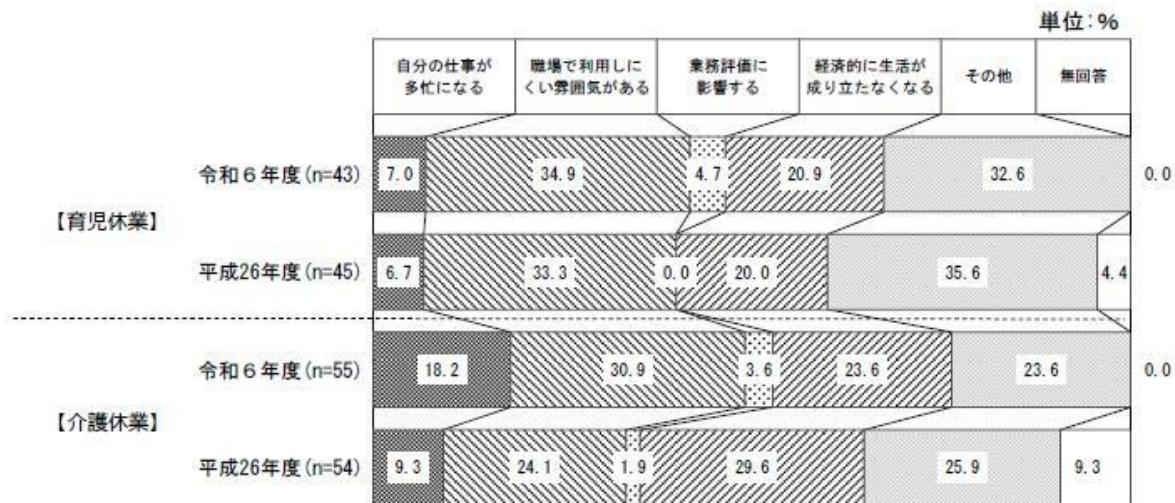
◇育児休業・介護休業制度の認知度においては、「知っているが利用したことはない」が大多数（64.6%、62.0%）を占めました。また、「知っており、利用したことがある」は前回調査から僅かに増えた結果となりました（10.5%、1.7%）。

② 利用意向



◇利用意向については「利用する必要性がない」が最も多く（65.2%、55.2%）、「利用したいが利用できない」と答えた人は前回調査から僅かに増えました（8.8%、10.1%）。

③ 利用できない主な理由



◇利用できない主な理由としては、育児・介護とともに「職場で利用しにくい雰囲気がある」が最も多く（34.9%、30.9%）、次に「経済的に生活が成り立たなくなる」（20.9%、23.6%）が続きます。

出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

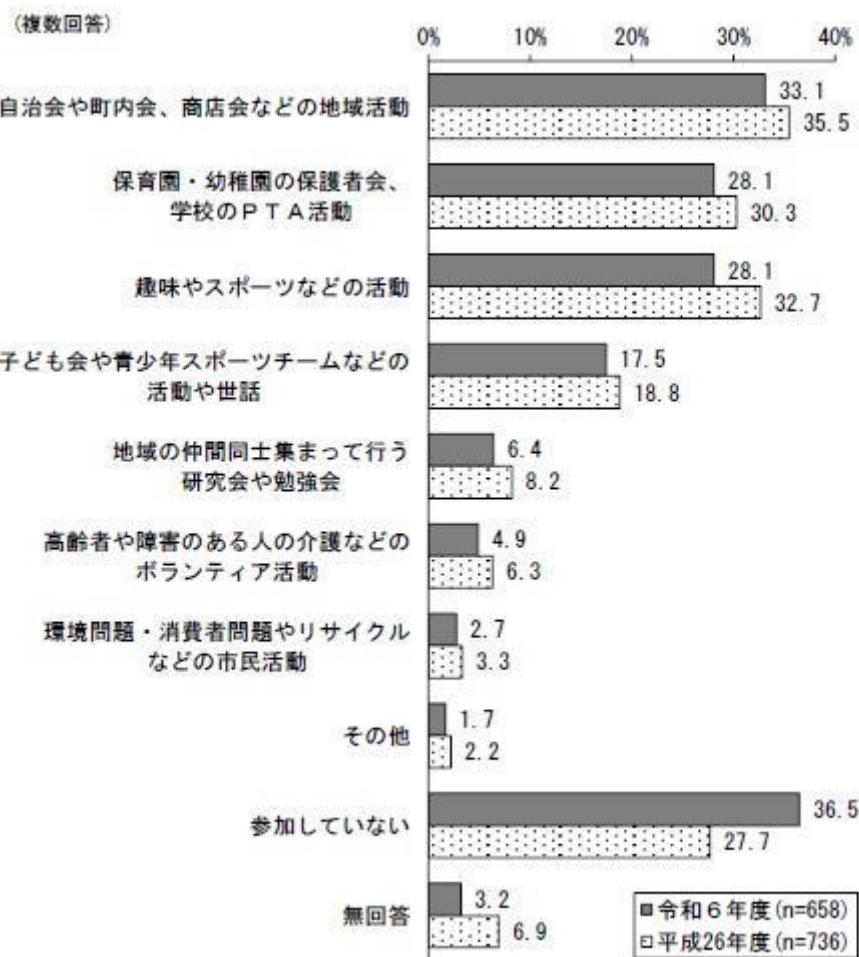
施策(2) 性別にとらわれない地域活動への参画の促進

地域活動において、男女が対等な構成員として参画できるよう啓発や情報提供を実施します。また、市が主催するイベントやボランティア活動等の地域活動について、性別に関わらず男女が共に参画できる環境の整備と機会を提供します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	男女が共に地域活動へ参画するための情報や機会の提供	継続	市民協働課 生涯学習課	地域活動やイベント等に関する情報提供
		継続	市民協働課	男女平等に資する団体活動の促進
		新規	高齢福祉課	男性が参加しやすい通いの場などの立ち上げへの支援及び情報提供

◆団体などへの活動参加の有無

問) あなたは次のようなグループやサークル、団体などの活動に参加したことがありますか。

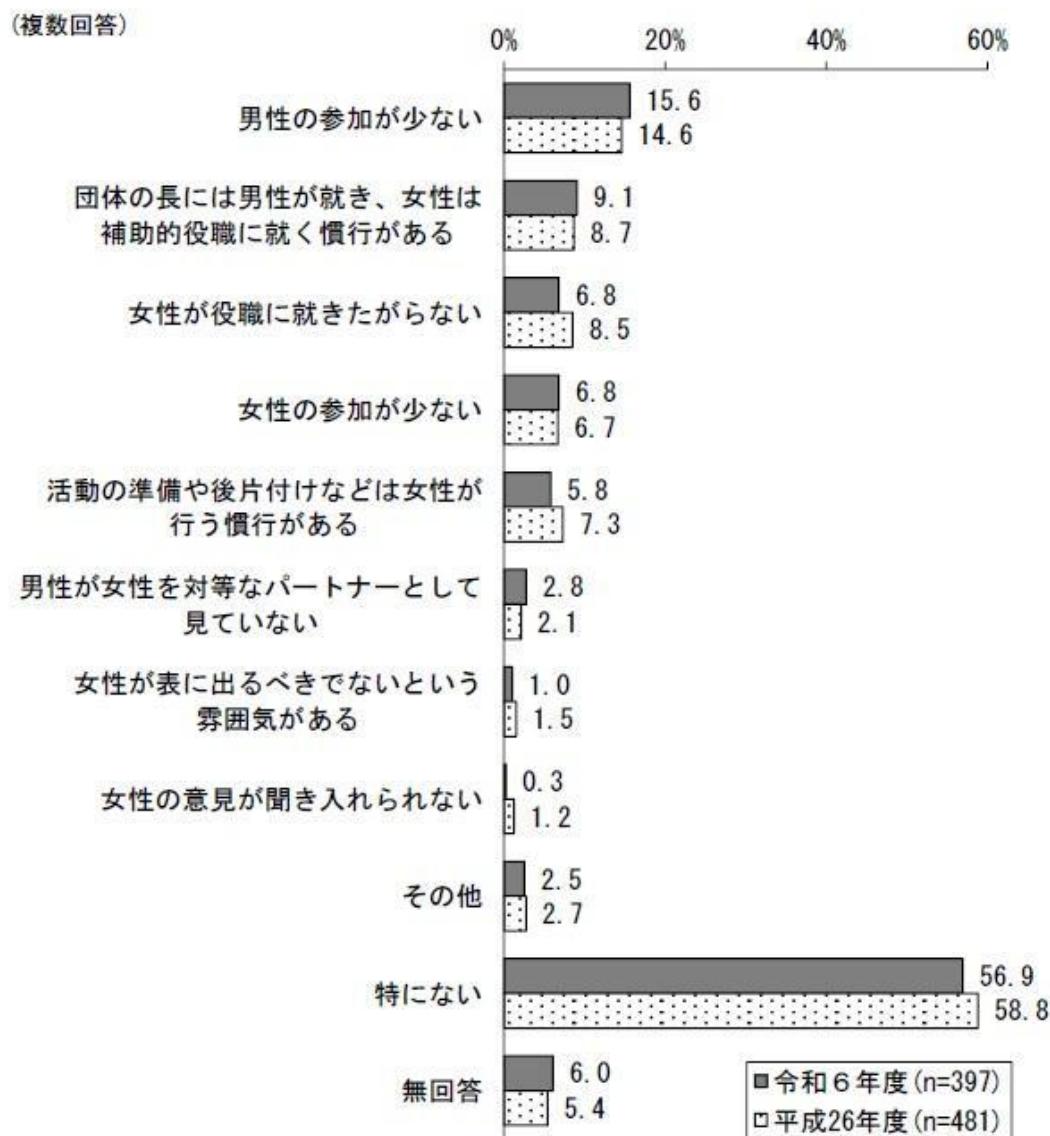


出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇参加している活動として、「自治会や町内会、商店会などの地域活動」が33.1%で最も多く（33「保育園・幼稚園の保護者会、学校のPTA活動」「趣味やスポーツなどの活動」（それぞれ28.1%）「子ども会や青少年スポーツチームなどの活動や世話」（17.5%）が続きます。なお、「参加していない」は36.5%です。前回調査から今回調査にかけて、選択肢として挙げた各項目とも割合が減少しているのに対し、「参加していない」が8ポイント増加しています。

◆活動団体での男女差

問) あなたが現在活動されている団体で、次のようなことはありますか。



出典：稻城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇具体的な男女差として「男性の参画が少ない」が 15.6%で最も多く、「団体の長には男性が就き、女性は補助的役割に就く慣行がある」(9.1%)、「女性が役職に就きたがらない」「女性の参加が少ない」(それぞれ 6.8%) が続きます。なお「特にない」は 56.9%です。前回調査と比較して傾向に大きな違いはありません。

施策の方向3

子育てや介護の社会化の推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に仕事やその他の活動をしながら安心して子育てや介護ができる環境の整備が求められています。就労形態やライフスタイルの変化により多様化する市民ニーズに適切に応え、子育てや介護を担っている世帯を支援します。

また、ひとり親家庭にあっては、家事、子育てと仕事を両立しなければならない生活上の負担が大きいため、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

施策(1) 子育て世帯の支援

性別にとらわれず仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるように、産前産後の親子の健康支援の充実、子育てに関する情報提供、男性を対象とした育児イベントの実施、相談体制の充実等、子育て世帯の支援を実施します。

事業		計画	担当課	概要
1	産前産後の親子の健康支援	継続	おやこ包括支援センター課	妊娠届出時の面接や赤ちゃん訪問などによる、産前産後の親子の健康状態の把握や支援
2	子育てのスタッフやボランティアの育成	継続	おやこ包括支援センター課	「子育てサポーター」の養成及びスキルアップ講座の実施
		継続	児童青少年課	男性の学童クラブ職員の活躍や必要性の紹介
		継続	生涯学習課	共働き家庭のための、子どもの安心・安全な居場所の提供
3	男性が参加する家事・育児イベントの実施	新規	市民協働課	男性の参画を促す家事・育児イベントの実施
		継続	おやこ包括支援センター課	育児に関するプチ講座の実施
4	育児休業制度等に関する情報提供	新規	市民協働課	育児休業制度等、子育て世帯を支援する情報提供

施策(2) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭に対し、生活安定のための援助や生活支援サービスを提供するとともに、様々な相談に対応し、経済的・生活的な自立を支援します。また、ひとり親家庭が親子で交流できる機会に関する情報提供等を実施します。

事業		計画	担当	概要
1	ひとり親家庭への情報提供や相談・生活・自立支援	継続	子育て支援課	母子・父子自立支援員等による対応の継続とニーズの把握
2	ひとり親家庭の交流支援	新規	市民協働課	ひとり親家庭の交流等に関する情報提供

施策(3) 介護する家族の支援

高齢化社会の進行や医療技術の進歩に伴う医療的なケアが必要な児童の増加など、介護を担う家族の負担は増えています。男女共同参画社会の実現において、男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるように、介護休業制度に関する情報提供や、家族の負担を軽減する各種サービスを提供し、介護を支える環境づくりを実施します。

事 業		計画	担当課	概 要
1	介護休業制度に関する情報提供	新規	高齢福祉課	ケアマネジャー等の支援者が、介護者に対し介護休業の利用を促す情報提供
2	介護する家族の負担軽減	継続	高齢福祉課	介護保険による給付等以外に家族の負担を軽減するような事業の実施
3	医療的ケアが必要な方と家族の支援	新規	障害福祉課	医療的なケアが必要な方と家族を支援する体制の整備
4	介護サービス等の利用方法に関する情報提供	新規	高齢福祉課	在宅医療の利用方法に関する情報提供



目標IV いなぎプランを推進する

国の第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)では、目指すべき男女共同参画社会として次の4点が示されており、これらに準じて市域の特性に応じた施策を策定し、実施することがうたわれています。①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人权が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

市では、男女平等推進いなぎプラン(稻城市男女共同参画計画)(第五次)（「稻城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を含む）を策定し、取り組むべき施策をまとめました。

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことは、一人ひとりの幸福(Well-being)を高めるとともに、経済社会の持続的発展に繋がります。プランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するために、男女共同参画関係事業を充実し、いなぎプランを推進します。

施策の方向

- 1 男女平等参画関係事業の充実
- 2 いなぎプランの推進

当目標の達成状況について下記の指標が参考となります。これらが改善することを目指します。

指標	平成 26 年度 (2014 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
男女共同参画を進める市の施策について市が行っているフォーラムやセミナー等の 5 事業の認知度（平均値）	10.3%	10.5%

施策の方向1

男女共同参画関係事業の充実

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られたものではありますが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、性の平等にそぐわないものとなる場合があります。いなぎプランに掲げた男女共同参画に資する施策を充実させ、性の平等に取り組むとともに、進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

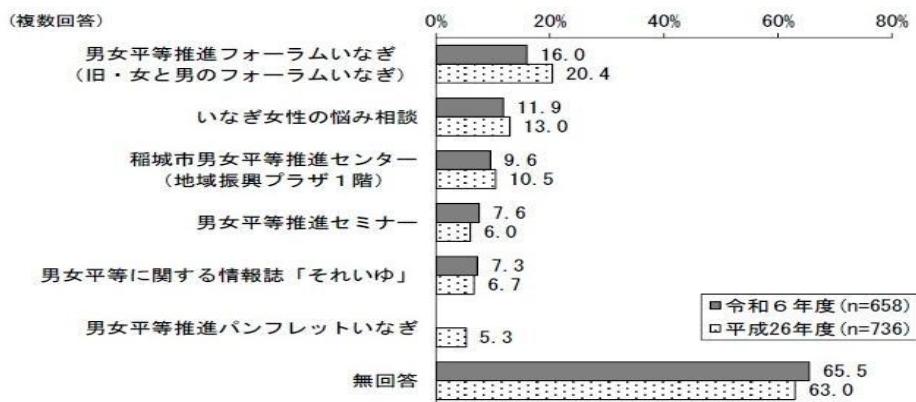
施策(1) 性の平等にかかる事業の推進

男女平等に関する活動拠点である男女平等推進センターの更なる活用と周知を図り、男女平等、男女共同参画に関する情報の提供やイベントを実施するとともに、男女共同参画に資する団体の活動を支援します。

事業		計画	担当課	概要
1	市民との協働によるフォーラム等の実施	継続	市民協働課	課題を踏まえつつ、市民の多様なアイデアを生かしたフォーラム等の実施
2	男女平等推進セミナーの実施	継続	市民協働課	女性の就労支援等、男女共同参画に資するセミナーの実施
3	男女平等に関する情報発信	継続	市民協働課	情報誌等を含む情報の発信
4	女性の悩み相談の実施	継続	市民協働課	いなぎ女性の悩み相談の実施
5	男女平等に関する団体活動の推進	継続	市民協働課	男女平等推進センター利用の促進

◆市が行っている事業の認知

問) 現在、市が行っている以下の事業のうちで、あなたが知っているものはどれですか。



出典：稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（令和6年度）

◇「男女平等推進フォーラムいなぎ（旧・女と男のフォーラムいなぎ）」が16.0%で最も多く、「いなぎ女性の悩み相談」(11.9%)、「稲城市男女平等推進センター（地域振興プラザ1階）」(9.6%)、「男女平等推進セミナー」(7.6%)が続きます。前回調査と比較して傾向に大きな違いはありません。

施策の方向2

いなぎプランの推進

いなぎプランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するため、関係各課が各事業の目標の達成状況の点検・評価とともに、課題の把握につとめ、施策の充実を図ります。また、計画期間中であっても必要と認められる場合は計画の見直し等に取り組みます。

施策(1) いなぎプランの進捗管理

いなぎプランの進捗状況を点検・評価するとともに、その結果を分かりやすく、市民及び職員に提示します。また、いなぎプランの計画期間は10年間ですが、国や東京都の計画や指針は5年で改定されることが多いため、法令・計画の改正や、事業の見直しにより必要と認められる場合は、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

事業		計画	担当課	概要
1	稻城市男女共同参画計画推進協議会活動の運営	継続	市民協働課	いなぎプランの推進
2	市民の意識等の実態把握	継続	市民協働課	男女共同参画に関する実態調査及び職員意識調査の実施
3	男女平等推進本部の運営	継続	市民協働課	男女共同参画に関する全庁的な取組みの促進



第3章

資料

第V期稻城市男女共同参画計画推進協議会委員名簿

令和6年4月～令和8年3月

氏名	役職	構成
浜田 有里恵	会長	市民
坪内 美幸(※1)	副会長	市民
中村 智恵	副会長	市民
浅沼 智子(※2)	副会長	市民
大貫 恵佳(※3)		学識経験者
小菅 清香(※4)		学識経験者
関川 雅代		学識経験者
堀内 愛子		学識経験者
江口 浩子		市民
嶋宮 啓次		市民
安重 千夏子		市民

(※1)…令和7年4月より副会長に着任

(※2)(※3)…令和7年3月に辞任

(※4)…令和7年4月より着任

稻城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱第3条による

第V期稻城市男女共同参画計画推進協議会における検討経過

会期	開催期日	主な協議内容
第1回	令和6年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次男女平等推進いなぎプラン(令和5年度事業実績) ・第五次男女平等推進いなぎプランの策定について
第2回	令和6年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次男女平等推進いなぎプラン(令和5年度事業実績)の進捗状況確認 ・市民意識調査・男女共同参画に関する実態調査について ・男女平等推進セミナーIの報告
第3回	令和6年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次男女平等推進いなぎプラン(令和5年度事業実績)の進捗状況確認 ・市民意識調査・男女共同参画に関する実態調査結果(速報)について ・男女平等推進セミナーIIの報告
第4回	令和6年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次男女平等推進いなぎプラン(令和5年度事業実績)の提言について ・市民意識調査・男女共同参画に関する実態調査結果について ・第五次男女共同参画計画の進捗管理方法について ・男女平等推進フォーラム稻城2024の報告
第5回	令和7年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次男女平等推進いなぎプラン(令和5年度事業実績)の提言案について ・第四次稻城市男女共同参画計画の目標達成状況について ・第五次男女共同参画計画の施策ごとの概要案について ・女性の健康週間についてのパネル展について ・男女平等に関する情報誌「それいゆ」について ・稻城市男女平等推進センターの利用方法の拡充について ・令和7年度の男女平等推進フォーラムについて
第6回	令和7年5月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進いなぎプラン(令和6年度実績報告)について ・稻城市における困難な問題を抱える女性の現状や対策について ・第五次計画案の施策案ごとの概要案について ・男女平等推進セミナーIIについて
第7回	令和7年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女共同参画計画(案)について ・男女平等推進いなぎプラン(令和6年度実施報告書)について ・男女平等推進セミナーI、IIについて
第8回	令和7年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女共同参画計画(案)について ・男女平等推進いなぎプラン(令和6年度実施報告書)の進捗状況確認 ・男女平等推進セミナーII、男女平等推進フォーラムについて
第9回	令和7年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女共同参画計画(案)について ・男女平等推進いなぎプラン(令和6年度実施報告書)について ・男女平等推進セミナーII、男女平等推進フォーラムについて
第10回	令和8年3月●日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女共同参画計画(案)について ・男女平等推進いなぎプラン(令和6年度実施報告書)について

稻城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱

平成2年12月28日

市長決裁

改正 平成8年7月31日

改正 平成13年3月31日

改正 平成14年4月1日

改正 平成15年10月30日

改正 平成18年4月1日

改正 平成26年3月5日

改正 平成29年10月1日

改正 令和3年4月1日

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、稻城市男女共同参画計画に基づく施策の推進を図るため、稻城市男女共同参画計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 稲城市男女共同参画計画の推進に関すること。

(2) 前号のほか市長が認めたもの

(構成)

第3条 協議会は、市長が任命する次の委員の10名以内をもって構成する。

(1) 学識経験者 3名以内

(2) 市民 7名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(協議会の招集等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(起草委員会)

第8条 協議会に起草委員会を置くことができる。

2 起草委員会は、協議会から付託された事項について調査、検討し協議会に報告する。

3 起草委員会は、会長の指定する協議会委員の5名以内をもって構成する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱の施行の際、現に改正前の稲城市女性行動計画推進協議会設置要綱第4条の規定により任命されている委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月5日課長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

稻城市男女平等推進本部設置要綱

平成 8 年 11 月 14 日

市 長 決 裁

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 3 月 5 日

改正 平成 27 年 11 月 9 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(市長決裁により部長決裁に変更)

部 長 決 裁

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

(設置目的)

第1条 男女平等社会実現のため、稻城市における総合的な計画を策定し、その推進を図るため、稻城市男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等社会実現のための計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等社会実現のための施策の調整及びその推進に関すること。
- (3) その他男女平等社会実現のための施策に関し、必要と認める事項

(構成)

第3条 推進本部は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は副市長を、副本部長は産業文化スポーツ部長をもつて充てる。

3 本部長は、推進会議の事務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部から付議された事項について調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議し、本部長に報告する。

3 幹事会は、産業文化スポーツ部長、市民協働課長その他本部長の指定する課長職にある者をもって構成する。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は産業文化スポーツ部長を、副幹事長は市民協働課長をもつて充てる。

- 5 幹事長は、幹事会の会務を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、特定の事項に関する協議を行なう場合においては、幹事の一部をもって幹事会を開催することができる。

(実務担当者会)

第6条 幹事会に実務担当者会を置くことができる。

2 実務担当者会は、幹事会から付託された事項について調査、検討し幹事会に報告する。

3 実務担当者会は、市の職員で幹事長の指定する職にある者をもって構成する。4 実務担当者会は、副幹事長が招集し、これを主催する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、産業文化スポーツ部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年11月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年10月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、市長決裁の日から施行し、改正後の稻城市男女平等推進本部設置要綱(以下「要綱」という。)の規定は、次の各号に定める日から適用する。

- (1) 要綱別表第1の改正規定(「教育部参事」を追加する規定に限る。)及び要綱別表第2の改正規定(「、指導室長」を削除する規定に限る。) 平成9年4月1日
- (2) 要綱別表2の改正規定(「まちづくり推進課」を「都市計画課」に改める規定に限る。) 平成23年4月1日

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月5日課長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、市長の決裁のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

第3章 資料

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	産業文化スポーツ部長
	議会事務局長
	企画部長
	総務部長
	市民部長
	福祉部長
	子ども福祉部長
	都市建設部長
	都市環境整備部長
	教育部長
	教育指導担当部長
	病院事務長
	消防長
	会計管理者

日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日
施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように行なうことを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、

侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政

治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条

財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共

のために用ひることができる。

第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が發する各別の令状により、これを行ふ。

第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科

せられない。

第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一. 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二. 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲

内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることいかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条

国は、第三条から前条までに定める男女共同参

画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条

国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条

政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条

政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2. 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条

政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2. 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一. 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参

- 画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二. 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 3. 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 4. 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 5. 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2. 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一. 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二. 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3. 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4. 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、

基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条

国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条

国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2. 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3

国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条

国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団

第3章 資料

体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条

国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条

内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一. 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二. 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三. 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四. 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条

会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条

議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2. 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条

議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一. 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二. 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2. 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3. 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4. 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条

前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条

会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2. 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条

この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条

男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条

前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄
(施行期日)

第1条

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条

この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（別に定める経過措置）

第30条

第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄
(施行期日)

第1条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和7年6月27日法律第80号）

この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和7年6月27日法律第80号）

(施行期日)

1

この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝令和八年四月一日）

(政令への委任)

2

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかつた。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなつてゐる。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防

止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第2条の2

内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要な事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力

に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条

都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用につい

て、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行ふに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第4条

女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第5条

都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第5条の2

都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第5条の3

協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知

り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4

前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条

配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止する

ために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2

警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2

前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加

える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報をを利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）

（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、

当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対する害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条

接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立て人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立て人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第12条

接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求める事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求める日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、

又は援助若しくは保護を求める事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求める日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条

裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条

保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求める際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求める職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2

保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第14条の3

保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第14条の4

保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対するもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押

印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条

保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を

及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条

保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に

規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条

退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面

	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十二条第二項及び第二百三十二条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十	若しくは送付し、	又は送付す

一条の三第二項	又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	る
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第22条

この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条

都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条

国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 條則

(この法律の準用)

第28条の2

第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条

保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定

により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第2条

平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 平成19年7月11日法律第113号）抄
(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄
(施行期日)

1

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄
(施行期日)

第1条

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条

この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条

前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条

政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをことができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄
(施行期日)

第1条

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第38条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和5年5月19日法律第30号) 抄
(施行期日)

第1条

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十二条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第2条

この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第3条

新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十二条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準

用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第7条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月14日法律第53号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、

第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和7年12月10日法律第84号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
平成27年9月4日法律第64号

第1章 総則

（目的）

第1条

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条

女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たつ

ては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(令七法六三・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則

(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条

事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条

政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第6条

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条

内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の

数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条

厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条

前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第11条

厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条

厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条

前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条

特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条

厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（令元法二四・追加）

（委託募集の特例等）

第16条

承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場

合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正）

第17条

公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第18条

国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第3節 特定事業主行動計画

第19条

国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事

業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条繰下）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条

第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における

活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条

特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条

国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第十八条繰下）

（財政上の措置等）

第23条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第十九条繰下）

（国等からの受注機会の増大）

第24条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正）

（啓発活動）

第25条

国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十一条繰下）

（情報の収集、整理及び提供）

第26条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第27条

当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正）

（秘密保持義務）

第28条

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第二十四条繰下）

（協議会の定める事項）

第29条

前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令元法二四・旧第二十五条繰下）

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正）

（公表）

第31条

厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（令元法二四・追加・一部改正）

（権限の委任）

第32条

第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正）

（政令への委任）

第33条

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（令元法二四・旧第二十八条繰下）

第6章 罰則

第34条

第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正）

第35条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下

第3章 資料

の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- (令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第36条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- (令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第37条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第38条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第39条

第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第2条

この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第3条

前条第二項から第四項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年3月31日法律第14号）抄
(施行期日)

第1条

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を

加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定

(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)

第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定

(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定

平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第34条

この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄 (施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働

者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第5条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄 (施行期日)

第1条

この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第

十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一條中「公共職業安定所」とあるのは

「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第 28 条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4法律68）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 441 条

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第 442 条

懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第 443 条

懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期と同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期と同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期と同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第 509 条

この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和7年6月11日法律第63号）抄
(施行期日)

第 1 条

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第

二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」)の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第7条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第8条の2

政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に關係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

第1章 総則

(目的)

第1条

この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条

困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化とともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条

国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条

厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一. 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三. その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行

政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一. 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三. その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条

都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一. 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二. 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三. 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るために、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四. 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五. 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）
第10条

女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者がないもの又はこれに

準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第11条

都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第12条

都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条

都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その

自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条

地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一. 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二. 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三. 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雜則

(教育及び啓発)

第16条

国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識のかん涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条

都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなけ

ればならない。

- 一. 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二. 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三. 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四. 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五. 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六. 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第21条

都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第22条

国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一. 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二. 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条

第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一. 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二. 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三. 略
- 四. 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第2条

政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第3条

厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から

第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条

婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条

旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条

この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一. 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条

附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一. 第五百九条の規定 公布の日

用語解説

ア行

アンコンシャス・バイアス Unconscious bias

無意識の思い込み。誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに刷り込まれることによって、既成概念、固定観念となっていきます。

育児・介護休業法

育児や家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活とを両立しやすくすることを目的とした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。

ウェルビーイング Well-being

確立された定義はありませんが、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する非常に幅広い概念で、「幸福感」とも訳されます。GDPのような経済統計に加え、この語に含まれる社会の豊かさや人々の生活の質、満足度等に着目することが有意義だと認識されています。

エンパワーメント Empowerment

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

カ行

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

困難な問題を抱える女性

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えている女性（そのおそれのある女性を含む）をいいます。女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とし

ています。

サ行

ジェンダー gender

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれついての生物学的性別（セックス）とは別に、社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をいいます。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ストーカー規制法

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」のこと。ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定め、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

性的指向、性自認、性的マイノリティ

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。性自認とは自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。なお、性的指向については、例えばレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル等の呼称、性自認については例えばトランスジェンダー等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的マイノリティを表す用語の一つとして使われることもあります。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場、学校、地域など、あらゆる場面において、相手の意に反する性的な言動により、相手を不快にさせたり、不利益を与えたりすることをいいます。

タ行

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者から振るわれる暴力のことをいいます。身体的な暴力だけでなく、言葉や態度によるものもあります。外部からは発見

しづらく潜在化しやすいため、被害が深刻化するケースも増えています。暴力には次のような分類があります。

身体的暴力：殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつける 等

精神的暴力：大声で怒鳴る、何を言っても無視して口をきかない、人前でバカにする 等

経済的暴力：生活費を渡さない、家計の支出など細かく監視して行動を制限する 等

社会的暴力：外出や交友関係を制限する、電話や郵便物をチェックする 等

性的暴力：性行為を強要する、無理にポルノ等を見せる、避妊に協力しない 等

また、交際相手からのDVのことをデートDVといいます。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、命令したり、監視したり、いつもお金を支払わせるなど、相手の気持ちを考えずに強制によりコントロールし、相手を傷付ける行為も含まれます。エスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害につながることもあります。

ハ行

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためのポジティブ・アクションが必要になります。

ラ行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人权の重要な一つとして認識されています。中心課題には、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

（参考：内閣府男女共同参画局ホームページ
「男女共同参画関係用語」ほか）



稻城市男女共同参画計画

男女平等推進いなぎプラン（案）

令和8年3月発行

発行 東京都稻城市産業文化スポーツ部市民協働課男女平等参画係

住所 〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地

電話 042-378-2111